

金^{コカネ}も玉も何せむに。勝れる多可^{タカ}良子^{ラコ}に及めやも。さて古には。皇國には金銀出さりし故に。三韓の事を。神功卷繼體卷に。金銀之國。顯宗卷に。金銀蕃國。武烈卷に。銀郷などあり。かくて其國服從^{アツロヒ}てより。代々調^{ツツキ}物に。必金銀あり。大かた用るかきりの金銀。皆韓國より渡せるなり。と云り。かくて後に。天武天皇二年に。對馬より白銀を貢り。聖武天皇二十一年に。陸奥より金を貢れるよし見えて。其より次々。他國よりも數多掘出せるよし。世々の書に見えたり。さるを韓國には。金銀の出ること。かへりて今は乏しと云り。さて重胤云。仲哀天皇八年の神託^{金銀彩色多在。其國}の^{云々。其國必自服矣}出る基本。此に在る事なり。但し神代を去て。此御世に至りて。漸くに此の結^{ムスビ}有^ヒて。始て金銀を寄奉^{セツ}玉へるには有へからず。吾兒所御之國。不^レ有^ニ浮寶^{フツホ}者。未^ニ是佳^トと詔へるを以見れば。打置かすして。直に其浮寶に載て。彼國の金銀を令^シ取給^ツひしなりけり。出雲風土記。鳥根郡加賀郷の古事に。金弓以射^テ時^ル光^ル加々明也。故云^ニ加々々^ト也と有は更なり。神武紀に。金色^ト靈鷲^{リョウ}あるは。仲哀天皇より以前の事なるに。當昔黃金と云物有ければなり。若^ハ已^ハ其黃金無らましかは。何を以てか。然物の譬として。傳ふる事を得てまし。然れば彼土にも酋長などの出來りしよりは。貢奉ることのありしなり。と云れたる。さる言なり。○吾兒所御之國。纂疏に吾兒指^ハ吾勝尊^{ウツノミ}。當主^ト於此國也。とあるか如し。此時いまた皇御孫命に。豐葦原中國を。知看せとの御依しは。なき間なれど。當時天つ日嗣の御子と坐々て。後には必天降坐へき。幽き由縁の既く定れる故に。預^{アタ}にかくは詔へるものなり。猶此事は。四神出生章。また瑞珠。盟約章に。云る事共。考合すへし。○浮寶は。重胤云。海上に浮へて。物を運輸す

を以て。寶を爲させ玉へる由にて。實に雅ひたる御事なりかし。崇神天皇十七年詔に。船者天下之要用也。今海邊之民。由^レ無^レ船。甚苦^ニ步運^ト。其令^ニ諸國。俾^レ造^ニ船舶^ト。とある大御言も。此に甚能似たる事なり。私記に。要用をム子ツモノと有は。宗津^{ムツ}物の謂にて。此に浮寶と美稱へさせ玉へる。其實の言に。其義亦同じき者也。纂疏に。浮寶言^レ船也。舟浮^ニ于水^ト也と見ゆ。通證に。今按專指^レ船而言。蓋韓國有^ニ金銀^ト。則宜^ニ常往來^ト以資^ニ國用^ト。故不^レ可^レ無^ニ船材^ト之意也。此神功紀神教之起本^ニ。而所謂求^ニ財寶^ト者是也。と云るは然る言なり。但浮寶を船材に當て云るは非るへし。其杉及櫟樟を以て。造りたる船。即浮寶なり。第四一書に。以^ニ地土^ト作^レ舟^ト云々と見えたるは。今度の御事なるに。未^レ木船を作る事。非りけむか故に。のをや。備此に不^レ有^ニ浮寶^ト云々と詔へるは。今地舟に乘渡らせ玉ふと雖。此は天地の間を。御心に任せて。往來し給ふ。大神等の御上にこそは。左も左も來渡らせ給ふへかめれ。人間の用に非る事なるか故に。此に於て。浮寶の事をも。かく思はし密せ玉ふ御事なりけり。と云り。○未是佳也。此に佳からしと詔へるは。今現に不^レ佳^トと云には非ず。將來の佳かるましき事に。係たる御言とすへし。未字をズと訓る本もあれども。ジと唱ふるなん。まさりたるへき。さて此の御語を。平田翁の。有^ニ金銀^トとは。能見給ひて。後に其を取りに。遣り給はむと。御心中に定め玉へる御語なり。と云れたれど。重胤説に。此に韓國之島とある下に。者の辭を附て。讀來れるは。大八洲國に。已に歸渡らせ坐て後に。其以前に。彼地へ渡りおはし坐たりし間に。其國の消息を。見行し坐て。更に語り出させ玉へる御言なり。然して此御言を誰にかは。語り出させ玉ふ。此に出たる五十猛命以下の。三神に告^ツさせ玉へる事。決くなん有ける。其は彼金銀を。皇御孫尊の知看す。大御國の珍

寶と。成し奉らせ玉ふとして。先浮寶なくては。佳からしと宣言て。即髮鬚を抜散ちて。樹種と成出させおはしまして。其樹種を分布こらし玉ふ。御事をは。右の三神に委任させ玉へるを以て知らる。と云れたる説いとよろし。従ふへし。○拔鬚鬚云々。以下夫々の御身毛等を。抜散ちて。船材と成給ふよしは。もとより神量にて。知へきよしなきを。かく鬚鬚。又胸毛尻毛眉毛の。夫々の木となりしより。總て草木を地毛といふにやあらむ。漢籍にも。盤古死毛髮爲草木。また地有草木。人有毛髮。應之。又草木も。何もなきを。不毛と云なども。みなよしあり。○散之。重胤云。阿賀都は。別て其所を定めて。置を云て。知良須は。行方なく亂らすを云なれば。此に叶はずや。アカワカワと同じ事なるか。ワカワは廣く。アカワは狭くして。と云り。○杉は。和名抄唐韻云。似松生江南。可_三以爲_二船之材_一也。和名須岐。平田翁云。名義進木なり。此木傍らへははひこらず。直に上へ進み上る樹なればなり。萬葉などに。梓_{ホコスキ}楳_{スキヤコ}また楳_{スキヤコ}梓_{ホコスキ}など詠るも。進み上れる故に。云へる事を聞えたり。と云り。又按木にも。○胸。和名抄唐韻云。胸臆也。和名。無禰。名義身根か。○楳。爾雅云。栢葉松身曰楳。和名比乃木。又和名非ともあり。名義。平田翁云。此木の枯たるは更なり。山に樹たるも。大風に吹揉るゝ時は。よく火を出す故に。火木と云るなるへし。と云り。○尻。和名抄唐韻云。尻和名之利。譬也。俗云井佐良比。坐處也とあり。○楳。倭名抄に。玉篇云々。日本紀私記云末木。今按。又杉一名也。見_二爾雅注_一。重胤云。一種の樹名なり。楳を眞木と云ひ。又杉にも云事なるか。此は共に美稱なる中に。殊に楳は宮材と成す者なるか故に。打任せたる一名の如くは成れるにて。萬葉に眞木柱_{マキノハシラ}太心_{ハシラ}者有之_{ハシラ}香_{ハシラ}云々。

長柄宮爾。眞木柱。太高敷而云々。冠字考に。眞木は楳を云と注されたるは。實に然る言なり。然れども。此に被此云_三麻紀_一と注されたる。即麻紀と云言は。其被_レ木有て。即名くる所なれば。其被_レ木に打任せたる名なり。又和名抄に。亦杉一名也。見_二爾雅注_一と有は。字のみに非ずして。杉木をも。マキとは稱へりけむこと。犬甘知言か萬葉多識に注せり。然るを冠字考に。眞木柱_{マキノハシラ}眞木戸_{マキノト}など云は。皆楳なるよし。云れたるは固陋なり。其は宮室などこそは有けれ。民家などに云るは。此被_レの事なり。と云れたり。さて此木に二種あり。草被_レと云ひ。羅漢松と云。草被_レの方には。大木あれと。羅漢松の方に大木なし。垣などにする木なり。漢籍爾雅に被_レ一名_レ楳とあり。説文に楳に作れり。其注に。楳似_レ松。可_三以爲_二船及棺材_一。作_レ柱埋_レ之不_レ腐といへり。草被_レは。其葉まことに松に似たり。これ上古の被_レなる事明らかし。草被_レとは。葉の茂く細やかなるものなればと云り。又高野楳吉野楳など云も此樹なり。

已_ニ而定_一其_レ當_レ用_一。乃_レ稱_レ之_一曰_レ杉_一及_レ櫟_一樟_一。此_レ兩_レ樹_一者。可_三以爲_二浮寶_一。楳_一可_三以爲_二瑞宮_一之_レ材_一。被_レ可_三以爲_二顯見_一蒼生_一。奥津棄_レ戸_一將_レ臥_一之_レ具_一。夫_レ須_レ嗽_一八_一十_一木_一種_一。皆_レ能_レ播_レ生_一。

已而。重胤云。右に謂ゆる杉楳櫟樟の四種。共に此大神の御毛より成出たるは。其苗木ならむを

此苗木の出来るに就て。其御兒神等をして。大八洲國悉に。分布らし給はむ御心坐か故に。各其木の出来成立に従ひ。考選め物爲させ玉へるなり。然る時は。此已而は。其木種の出来始りたる時を指て。未上の一書に。凡大八洲國之内。莫不播殖而成青山焉。とあるよりは。遙に其以前なりし御事なりん灼然かりけると云り。○定其常用は。口訣に。示用材之法也とあり。平田翁云。浮實を作らむと思はれて。御毛を散ち給ひまかは。思ひの外に。種々の樹とも生立し故。今また其材ともを。用ぬる法を定め玉ふなり。まか見されは。杉櫟樟はさる事ながら。檜楸はこゝによしなきか如く。きこえていかゝなり。と云り。さて用字下。永享本に之字あり。○杉及櫟樟此兩樹者。重胤云。此大神の不有浮實者未是佳也と詔ひ。御毛を散たせ御在坐けるに。此に成れる樹共は。杉と楸と檜と櫟樟と。凡て四種なり。然るて其を用ふべき法を。定め物せさせ玉へる始に。此杉と櫟樟との兩樹を。先抽出させおは志坐て。其考選の御事おはまけるは。如何と云に。如此成出たる上にこそは。瑞宮の材と民屋の材との事にも。自然に及はせ玉ふ御事とは成にためれ。其始に韓郷之島是有金銀と詔へる。此御事に御志おはし坐て。右の樹ともを生し立させ玉へるか故に。此浮實を爲る事をなん。最初に御言擧させ玉へりける。此即其金銀を。此に運輸すに。御心おはし坐て。唯浮實を爲らせ玉ふにのみ思ほし入て。物爲させ玉ふか故にて。敢て宮室民屋の事を。後に爲させ玉へるには非るなり。故其始めて浮實あらすは佳からしと。詔玉へりし御言の任に。先其浮實を作る事を。沙汰し玉ひて。外蕃の貨物を。此に仰して。皇御孫尊の萬國を此なからしして。所知看しめ奉らせ玉はむ。御量なる者ぞかし。容易く思へきにあらず。と云り。平田翁云。杉と楸とは。水に

浮ひて軽く。かつ恒に水に浸りて。朽さる木なり。故船材とは定給ひけん。古く石楠船といふ名の聞えて。今も船は必此兩木を以て。造ることと定ぬるは。此大神の御定のよく通れる也けり。と云り。武藏云。船材に杉を用ひし事は。萬葉の歌等にも見え。攝津國風土記に。神功皇后征韓の時。美奴賣神諭して。吾所住之山。有須義乃木。各宜伐採爲吾遣船。則乘此船。而可行幸。當有幸福。天皇乃隨神教。遣命造船。云々と云事あり。神功皇后の時に。用を爲せる。○瑞宮之材。口訣に瑞宮殿也と云り。本にミツノミヤと訓るよろし。又永正本に。ミツノミヤラカ。平田翁云。今に至るまで。伊勢の大御神宮。天皇命の大宮など。決めて異財を用ざるは。此御定による事なり。然れば。凡て誰の宮々も。此に慣ひて。此木を以て作るべき事なるに。今は榎木けやきなど。其餘の木をも用ひて。種々の物の形など彫り。赤土青土なども。塗り汚し營る事と成ぬるは。佛宇の造像を。學ひたるにて。萬も見苦しきわざなりかし。と云り。○楸可以爲云々。重胤云。楸を可以爲瑞宮之材。と有に對ひて。天下蒼生の家宅を作る料に。具へさせ給へるにて。更に棺槨の義に非る事。次に辯ふるか如し。楸瑞宮は。楸以て作らせ給ふ御定なるか故に。其楸を稱美て。眞木と云を以て。此楸を以て。屋に作る事を人皆知さるなり。萬葉二に。眞木柱太心者。六に眞木柱太高敷而。二十に麻氣波之良ほめてつくれる殿とあるなどは。謂ゆる殿舎の事にして。楸柱を稱美へて。眞木柱とは云るなるか。必然のみにも非りけり。其は播磨風土記に。所々の産物を擧たる中に。生三楸杉とも有て。別に生三眞木榎杉とある眞木は。此に所謂る楸なるは然るものにて。萬葉十一に。奥山の眞木乃板戸を押ひらき云々。又奥山之眞木板戸を音速み云々。十四に於久夜麻能眞木乃伊多度乎。等杼として我開かんに云々。とあるなどは。甚く侘たる状態れば。民屋の板戸にて。更に皇宮に預る事ならされは。此楸を以て作れる家の謂なり。後の歌には殊に多くし

て。檼屋と詠る類是なり。散木集に。三倉山被の屋建て住む民は。年を積とも朽しとそおもふ。と詠るは。和名抄に。玉篇云被木名作柱埋之能不腐者也。とあるにも合れは。西蕃にても。被以て柱には作れるなめり。况て我上古の家造はしも。謂ゆる掘立と云狀にて。柱をは土中に埋め。物爲たりけんから。其埋めて腐ざるを甚く賞て。他の良材よりは。此被を以て。民屋の柱とは成したりけらし。京浪華を除きては。五畿内又播磨淡路の。邊僻の地には。今より百年餘以前に。建たる民家を見るに。何れも被と樗との二樹を以て。作れるなん多在りける。神代の遺訓と云へし。
借又樗木はしも。國に依て樗と云か。葉は樗に似て。
被とは夏短しと雖も。被の一種と見えたり。萬葉一樹木乃謂つきく。に。三卷にみもろの神なひやまに云々。都賀の木のいやつきく。に。六に瀬上のみふねの山に云々。刀我の樹のいやつきく。に。などありて。都賀とも。刀我とも云て。今世俗に云所も然り。樗も樗も共に。其本は被の別種なるか故に。和名抄字鏡共に。別に都賀をば。擧げざるにこそ。
○奥津棄戸。私記に於久津須太倍と訓り。本にはオキ云々と訓たれ。私記の訓の方まされり。重胤云。奥津は家宅の奥方を云て。謂ゆる内寝。又臥房の事なり。萬葉十三に。奥床仁母者睡有。外床丹父者寝有とある。此奥床に同じ。今も邊鄙にては。其宅の奥方なる臥房の方を。唯に奥と云る是なり。上古には。大凡の家造は簀子のみ多かりしかは。唯棄戸にて。事は足なんを。此は其將臥之具の事を詔はせる故に。其臥房の方を。主として。此に奥津とは置せ玉へるなり。海宮遊行章一書に。乃設三三床請入。於是天孫於三邊床云々。於中床云々。於内床則寬坐於真床覆衾之上。とある内床即奥津に相同しき事。合考へし。
今世士人の妻を奥方と云は。其内室に居るを以て云所なり。棄戸は借字にして簀上の義なり。然る上は簀津

上と云へきを。多と轉し云るは。萬葉に等保都安布美とあるを。和名抄に。遠江止保太阿不三とある類にて。武郷云。歌は毛津物。津は之に同じ。謂ゆる之に通ふ津を。多と唱る例是なり。借此簀は。和名抄居室具に。簀板敷。蔣飭切韻云。功程式板敷。簀子須乃古。床上籍。竹名也と有て。床上の板敷ならぬ所にて。竹簀を架して。人の座所と爲る者の事なり。上代の家造には。必しも賤民の住處ならずと雖も。簀子なりしと見えて。大嘗祭儀に。其悠紀主基二院の事を正殿一字。注構以黒木。葺以青草。其上以黒木。爲二町形。以黒葛結之。以檜竿。爲承座骨。以黒葛結之。以小町席。爲承座。壁葺以草。表用伊勢斑席。裡用小町席。敷地以束草。都加草。以播磨簀。加其上。簀上加席。既而掃部寮以白端御疊。加三席上。以坂枕施疊上。とある。此播磨簀。又簀上を。一本には。播磨竹簀。又竹簀上とあり。踐祚大嘗祭式にも。上加三竹簀。其室簀上加席。と所見えたり。大抵此大嘗宮の製様はしも。上古の皇居神宮の狀を。擬作らるゝ事なるに。其猶床上には。竹床を編て。架し玉へり。大殿祭詞に。引結幣魯。葛目能緩比。取葺計魯。草乃噪無久。御床都比能佐夜伎。夜女能伊須々伎。伊豆都志伎事無久。と見えたる葛目は。次なる御床に。相應きて。竹簀を結編むなり。其上文に。此乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根。波府蟲能禍無久。とある下に。古語番繩之類謂之綱根と注し。其下津綱根と云物。床に非ずして。何をか云む。上古の家造はしも。葛藤を以て結固め。建たる物にし有ければ。其總てに亘るは。然る物から。右の下津綱根。又引結幣魯葛目と云る。此には主と其御簀の事に云

て。即簀子を編成す事に云なり。三代實錄十一。太政官下知云々。禁材木短狭。及定載法。曰。歩板。簀子。榎。長短厚薄。去延曆十五年。初立制法云々。運載之法。何應一同。須榎三十二枚。歩板八枚。簀子十枚。以是爲定云々と見えたるは。竹簀を改めて。板を用ゆる世とは成ぬれども。簀子の古名を用られたる者ならんかし。空穂とし蔭に。屋共とほち取つれば。唯寢殿一のみ。簀子もなべて云々と有は。即其床の無きを云。又源氏筆木に。門近き廊の簀子たつ物に。尻かけてとはかり月を見る。など見わたるか。床にも云ひ。又竹椽にも云り。新撰字鏡に。簀也。板也。ありて。此に當る言のなきは。脱たるなり。他國の状も。然るにやあらむ。我淡路國にて。今より百年許以上の家造には。如何なる大家にても。板敷は唯客室に在るのみに。さて直指に須多杯の須多は。其餘はみな竹簀子なり。況て尋常の家には。總て板敷と云ものは。更になかりき。杯は尸なり。尸を棄と云義なり。とあれど。古より屍を杯と云ふ事をきかず。又其土中に埋むと云も。納め置く意なれば。其屍に對へて。棄と云こと穩ならざる事共なり。將臥之具の將臥を私言に。モチフスと訓み。諸本共にモチフサムと訓て。將字にモチの訓を當るは。下なる具字を。器具の如く思へるからの僻訓なり。此は布佐牟と訓へ志。借釋紀に將臥之具の下に。私記曰。問是何用哉。答作棺也。死人臥仆。故云將臥耳。と見えたるは。當時已く此説に暗かりし也。右等の説を。悉に僻事と爲る所以はしも。此素戔嗚大神。高天原より。逐はれさせ玉ひて。天降坐ける以降は。皇御孫尊の御爲。顯見蒼生の爲のみ。計らせおはし坐て。萬の御所爲。唯此御事のみ。力めさせればし坐て。此にて御身毛を。拔散たせ玉ひて。種々の樹種と化生し玉へるも。誰か爲にかは。おはし坐む。此は浮寶

を始め。瑞宮を作り。民屋を蕃息らしめ玉はむ。大御心なる事を。見奉り知る上は。徒に古人の説をのみ。守り難き大義なん此に在ける。然るは右に檜可_ニ以爲_ニ瑞宮之材_一也は。皇御孫尊の。大宮造の御事を。定めさせ賜へるなり。右に對へて。被可_レ以_ニ爲_ニ顯見蒼生_一。奥津棄戸將臥之具也。とある御言に。顯見蒼生と有は。現在の人民と云事なり。然る時は。其生る事やは輕き。死る事やは重き。天神の天地を造化り玉へるも。地祇の國土を經營らせ玉へるも。生とし活る人の爲にこそは。物爲させおはし坐けれ。然して。生るは人の常也。死るは人の變也。其常を捨て。變を取と云事は。世中の理に於て。絶て有ましき事なり。斯る時は。此奥津棄戸と云は民屋にて。將臥と云なん。其に寢臥す事を云りける。然るは皇宮を始奉り。民庶と雖も家居を定むるは。其所に寢起して。其所業を力行ふ中にも。皇御孫尊はしも。瑞宮の内に御在し坐て。天下を召玉ふ御職也。顯見蒼生と云中には。朝臣あり。民庶ありと雖も。取摠て云時は。朝臣は日毎に。御前に侍らひて。其御趣を承り仕奉るへく。民庶は日々に。農業に出渡らひて。其勤なん。暇非りければ。各其家宅は持なから。唯夜毎に安寝するのみ。貴も賤も。其身の常と爲る事なるか故に。將臥之具と詔玉へる事にて。此は實に大神の深く心を用ひさせ玉へる。大御言にはあるなりけり。但今は。男子の常を以て云なりと云れしは。實に稀見らかなる説なるに就て。なほ考るに。須多杯の須は。簀と云れたるもさることなから。栖また巢の義として。直に家宅のことと見るへくや。天之御巢また天日栖など。いづれも家居の事にて。其家に居るを。棲み棲むと活かせ云

ふなるへく。また禽獸蟲魚などの巢も同義なるへし。志か見る時は。奥津栖之上の義と見るへし。此はなほよく考へし。○將臥之具は。フサムツナへと訓へき事上に云り。重胤云。將臥は即實子の上に。寢臥す事を云なり。人には各所業の有れば。常に外に出て其動を成し。家は唯寢臥す所に設たる者なりければ。此に將臥之具を設するに云なり。今も俗には。人家を建てるを。寢所を掃ると云る。豈寢臥す爲ならんや。言意は。其宅に住ひすること云なり。さて此具は。私記に曾奈部とあり。此は天孫降臨章一書に。爲三汝往來遊海之具。高橋浮橋。及天鳥船。亦將供造。とある具と同じく。其設と爲させ玉へる謂是なり。されは具の言はしむ。惣てに係りて。其意なん甚重かりける。右の杉と檉樟と此兩樹にも。可三以爲三浮實之具。と云義あるへく。檉にも可三以爲三瑞宮之具。の意あるへからん事。本よりの事なるを。此檉の用を云ふ一所に。具字を置て。右の二所にも。相照し思取へく物爲られたるにて。此處何れも。實に云知らず。妙なる味ある文なる物なり。故此大神韓郷之島に。金銀あるを見行はし御在坐ては。此に運輸す爲に。浮實を作らせ玉はむ御事を起させ玉ひ。其浮實の材を。物爲させおはし坐むと。御毛を願たせおはし坐しかは。杉檉樟なん。出來れりければ。其に就て。杉と檉樟とは。船材と定めて。其具に播ま玉ひ。被は天下人民の家宅を造り。牀上に臥せらん爲に。其屋材と定めて。其具に殖並へ玉ひ。次に夫須噉噉八十木種云々。とあるも。其八十木種は。顯見蒼生の噉ふへき具に。殖置せ玉へる也けり。此時皇御孫尊は。未天降りおはし坐さる以前なり。又顯見蒼生も。未國土に蕃息さる以前の事なるに。已く斯る物共を具へ設させ御坐けるなん。此大神は。實に經濟の方を始させ玉へりし。祖神とも稱奉るへき

程の御事にて。仰奉るにも。猶餘有る御所業にて。わたらせ玉へりける。と云り。○須噉。又云。私記に久良布倍支とあり。猶神武紀。糧をも。私記に久良比毛乃と訓せたり。字鏡に喫啣噉と有て。下に四形同。五結反噉也。噉也。久良布。又波牟とあり。現下施反小兒歐乳也。乳久良布と見ゆ。今は崇むる方にて。絶て云ぬ事なるを。卑しむる方には。久良布と云事常なりと云り。○八十木種は。口訣に菓樹也。と云り。通説に。菓訓久多毛乃木種物也と云り 菓疏にも。可三樹藝。草木之種子也。諸穀諸菜菓桑等。在此中。とあり。平田翁云。此は世人のなへて。實をも葉をも噉ふへき種々の木種ともを。播生し玉へるとなり。梨栗櫻柿の類の菓葉を謂と云る説は。いと狭し。と云り。さて此八十木種は。上に種々の木の事を云る因に。記せるものにて。此時の事には非ず。此の上の一書に。初五十猛神。天降之時。多將樹種而下。とあるを。其上文に素戔鳴神帥三其子五十猛神と有れば。大神の共に携へ持下らせ玉へるなりけり。已に伊弉諾大神の御時に。菓樹ありて。蒲萄桃實見えたれば。本より有來る物に有つらむを。未世には。遍くも非りつらむを。其天上より携へ玉へるも。共に合せて。播殖させ玉へりしからに。此に皆能播生とは。書されたるなりけり。重胤の説を參取る ○皆能播生。重胤云。皆能は下に三神の御事に。亦能と書されたる對にて。此を主とし。彼は其命を以なり。播生は。私記に萬支於保之津と。有に據て訓へし。さて播磨風土記。賀茂郡端鹿里云々。昔神於三諸神。班菓子。至此村不足。云々の古事。此は何神とも。其名を傳へずと雖も。正しく此時の故事なるへく。又慶添瑤囊抄に。日向國韓櫻生村。昔智瑤武別と云ける人。韓國に渡り

て。此粟を取て歸りて殖たり。云々の古事。風土記にも見えたり。此哥璣武別と云は。若くは素戔嗚大神。五十猛神の御伴神にては非るかど云り。さる言なり。

于時素戔嗚尊之子號曰五十猛命。妹大屋津姬命。次杵津姬命。凡此三神。亦能分布木種。即奉渡於紀伊國也。然後素戔嗚尊居熊成峯而遂入於根國者矣。棄戶。此云須多杯。椀。此云磨紀。

大屋津姬命。此神の御名にて。兄五十猛命を。大屋彦神と申すこと知られたり。名義。木種を分播し玉ふ神の坐故に。其國を木國とは名つけ。さて材の用は。舍宅を造るを。主とする故に。大屋とは御名に負玉ひしならむ。式に名草郡伊太郎會神社に並へて。大屋都比賣神社。名勝志に。此社平田庄宇田森村の長。一町許にありと云り。紀に嘉祥三年十月從五位下。貞觀元年正月從四位下。本國神名帳に。從一位大屋大神とあり。貞觀以後の増階なり。當社上世五十猛命杵津姬命とくもに。今の日前宮の地に鎮坐し。其後山東庄に遷座し。大寶二年に至り。三神を三所に分ち遷す。當社此時北野村の内。今の古宮といふ地に遷り。後更に。今の地に遷座す。當社の神戸を。大屋神戸といふ。倭名抄御名にみゆ。武郷云。新抄精體符に大

屋津比賣 神七月 と紀伊國續風土記に見えたり。なほ本書に詳なり 御社の北方に御祓納山と云あり。古老傳に。三神木種を持して。此所に天降玉ひ。其後伊太郎會。都麻都比賣。二所へ分遷玉へり。また此長方に。神波村と云あるは。所謂神奈備にて。凡て神地なりしと見ゆ。と云り。なほよく尋ぬへし。(一)杵津姬命 杵本に杵に作る今一活本に依 式に右の大屋都比賣神社に並へて。都麻都比賣神社 名神大月とあり。重胤云。杵は屋を造る料の材に。各木取りたるを云なり。萬葉一。藤原宮之役民作歌に。真木佐苦檜乃孺手云々。持越流。真木乃都麻手乎。百不足五十日太爾作。沂須良牟とある。都麻は杵にて。短く木取たるを云ひ。手は其屋材に使用ふ義なり。偕此都麻は。衣裔又橋端など云に等しく。物に端緒有を云なり。俗にも物の端を短く物爲るを。都牟流と云て。蒸を爪木と云なども。此類なり。然るは材木の山に樹るは。日々に生延るものなれば。其限なきか如くなるを。今用材と爲す時には。柱なり。桁也。梁也。各其度を量りて。伐か故に。此を杵と云ひ。又杵手と云事なり。此並坐る大屋津姬命の御名に合せ奉りてなん。曉り明らかめ奉るへき御事なりける。萬葉七に。爪木折たくとある。爪木も。後世の歌にも。多くよめるものにて。今江戸にて。麻紐と云と云るは。都麻木の略なり。其も山村を短く伐縮めたる謂にて。此の杵に同き事云も更なり。 偕此三神各共に。木種を分布らし玉へる中にも。五十猛命は殊に擢て。其御事に有功を成し玉ひ。大屋津姬命は。主と屋造の御業を。物爲させ玉ひ。杵津姬命は。其木を伐り。木取て材と成す事を。専とは勤めさせ玉へる。御神になん渡らせ給へりける。偕記傳に。杵字は四方木也と字書に見ゆ。と云れたる。實に其意にて用ゐられたるものから。其稜杵を取て。四方木に成せる。横なるをこそ云れ。右に

も云る如く。爪木などの類は。堅に木取を云れは。此に都麻と云は。其縦横を相兼て。用材の事に云るを。即神名には稱奉れる者也けり。と云り。さて續風土記に。此御社禰宜村の東。佐和山の嶺にあり。佐和山一に高山といふ。故に古より高社。又高宮。又高三所大明神。又高御前とも稱す。所祭三坐。本社は此御神を祀り。五十猛命。大屋都比賣命は。左右に御坐り。當社も上世は。伊太祁曾神大屋津比賣神と云もに坐しを。大寶二年に至りて。分祀して。此山に遷り玉ふ事。大屋津姫命の下に云るか如し。位階も又同じきを。其後加階し玉へるにや。本國神名帳に。從四位上都摩都比賣大神とあり。と云り。和名抄郷名に。都麻神戸とあり。萬葉九に。城國にやますかよはむ妻杜とある妻杜は。此御社の御事なりと云り。平田雲云。南紀名勝志に。都麻都比賣神社は。山東吉禮村の中に見え。又妻御前社は。山東庄平尾村の中に在り。土人相傳へて。此神は伊太祁曾神の妻なるに依て。神事を伊太祁曾の社人勤むと云り。また或説に。狐津姫と云は。此神なり。吉禮村なるは據なしといへり。考證には。在吉禮村と云りとあり。尋へし。○亦能分布木種。上の第四一書の。莫不播殖而成青山焉とあるは。専ら御父大神を本として。此三神に及へる事。亦字にて明らかなり。○奉渡於紀伊國。重胤云。奉渡はワタシ奉リタマヒキと訓へし。即御父大神の。伴なひ渡志玉へる御事を。此方より崇まへ申す言なればなり。偕此は。第四一書に。是時素戔嗚尊。帥其子五十猛神。云々乘之東渡とある。其御時の事を。此にかく別に記載せられたるなり。式に佐渡國羽茂郡度津神社は。此五十猛命にておはします。武郷云。度津神社。神名考信友云古一本書入に。五十猛神也。と注せり。度津と申すは。即此奉渡於紀伊國とある事に因れるにて。即和多志大神。又和多須神などの例。是なり。其は神名帳頭注に。伊與國越智郡大山積神社の御事を。俗稱三島大明神。伊與風土記に。大山積神。一名和多志大神。云々

此神自百濟國。度來坐而。津國御島坐。と見えたる。又式隱岐國知夫郡。由良比女神社。元名和多須神。とあるなりさて此に。五十猛命を。度津神と申すも。韓地より紀國に。渡し奉れる由なるへからん事。右等の例を以。曉るべきものなりかし。と云り。さて此三神の御事は。上に次々云る如くなるか。合せては紀伊大神とも申奉れり。持統此紀伊大神を。日前國懸大神なり。と云説もあれとも。其は非なり。地神本紀に。此三神を並坐紀伊國。即紀伊國造齋祠神是也。と所見たる。此紀伊國造は。本より神代以降。右の日前國懸兩大神に供奉りて。其地に土著る事はしも。彼東征の御時よりの事なり。即國造本紀。紀伊國造。橿原朝御世。神皇產靈尊五世孫。天道根命定賜國造とある是なり。然るに此の三神はしも。此國を木國と云始より。此に御坐て。即木國と云も。此三神亦能分布木種とある。此御事に因れるなれば。即紀伊大神と申奉るなん。此三神に渡らせ玉へりける。斯て天道根命はしも。右の日前國懸大神の御神實を供奉りて。此地に住玉ひ初ては。此國の大神に。仕奉らるへき理になん有ける。然れば地神本紀に。紀伊國造齋祠神是也。其部内にて。主々し此にのみ仕奉ると云には非るなり。備文武天皇御世に。分遷されて。後には。本より其三所共に。祭祀の御事。仕奉る事云も更なり。と云り。○然後素戔嗚尊云々。重胤云。此然後と云事を。右の御事共を。訖させおはし坐けるよりつゝけて。直に其後と見ては。大に心得誤る事少からすなん有ける。然るは上件はしも。素戔嗚大神の。謂ゆる初度に天降り御坐々ける間の御事にして。彼簸川よりは。復に以前の御事なりきかし。然て此大神はしも。初度に天降り坐し時の宮都は。五十猛神以下三神を帥ひ。紀伊國に御坐けるを。次度の天降以來。出雲國清宮に。奇稻田媛と共に。おは

しまして。御兒大己貴神を。令生玉へる後には。其御兒神の生立を試みさせ玉はむ爲に。其清宮をしも。譲り開えさせ玉ひて。御自は。猶紀國に御坐たる状なりけり。其證は。記八十神段に。大穴牟遲神其兄弟八十神の爲に。甚く窘められさせ給へる時に。御祖命の御心として。速遣於木國之大屋毘古神之御許とある御祖命は。奇稻田姬命に御坐し。大屋毘古神は。即五十猛命の御事にして。上の一書に。即紀伊國所坐大神是也。と見え。此に凡此三神云々。奉渡於紀伊國也とある是なり。と云れたるはさることにて。此前にあまたの年紀をこめて見るへし。○熊成峰。本にワニナリノタケと訓れども非なり。秘閣本にクマナリと訓るに従ふ。記傳には。クマナスと訓て。熊成峰は即熊野なるへし。那須を切むれば。奴なり。此をワニナリと訓て。鰐淵山の事と爲るは非なり。と云れたり。さて熊成峰は。此大神の御坐所を申し。而入於根國者矣。の而字は。而後の義なりければ。其熊成峰より。直に根國に御坐ませる由に非る事と。先明らかむへし。次に云。さて記傳の説によりて。熊成を熊野なりと定めていはく。熊野は風土記に。意宇郡熊野山。郡家正南一十八里。所謂熊野大神之社坐。と見えたる。即所謂熊野大社は也。式熊野坐神社名神大とあり。若て此は伊弉諾大神の。登天報命の御時に當りて。幽宮を淡路之洲に構りて。寂然に長く隱玉ひ。大己貴神の八十隈に隱玉ふと爲ては。天日隅宮に。御靈を鎮めさせ御坐けると。皆一列の御事なるにて。此にも素戔鳴大神の。彼根國に就り御在坐としては。此神宮を。物爲させ給て。永く此に御靈を留めて。鎮り定り玉へるになん。おはし坐けると云

れたる。然る言なるへし。さて此社の素戔鳴尊に坐ます事は。國造か神賀詞に。出雲國乃。青垣山内爾。下津石根爾。宮柱太敷立氏。高天原爾。千木高知坐須。伊射那伎乃日眞名子。加夫呂伎熊野大神。櫛御氣野命。風土記にも。伊弉奈枳乃麻奈子坐。熊野加武呂乃命。とあるにて明らかなり。記傳云。伊弉那は多かる中にも。天照大神。月讀命。須佐之男命。ことに御愛子に坐こと。上に見えたり。日は日子日女の日と同じ。加夫呂伎とは。大名持命の御祖なる故に。出雲國にては。殊に如此申せるなり。櫛御氣野命と申す御名は。他神の如く。思ふ人あるへけれど。さて非す。此は須佐之男命の。熊野宮に鎮坐御靈を。殊に稱申せる御名なるへし。其例は。同神賀詞に。大穴持命の事を。倭大物主櫛玉命。名乎稱天とあり。此名も他には見えぬを思ふへし。式に意宇郡に久志美氣瀧神社と云も。別にあるは。熊野神を又別に稱れるなるへし。

御位階は。史に仁壽元年九月。特擢出雲國熊野杵築兩大神。並加從二位。とあるより。貞觀九年四月。出雲國從二位勳七等熊野神。從二位勳八等杵築神並授正二位。と云まで次々見えたり。なほ兩神の御事。記傳に詳に見えたり。

さて山蔭云。此一書のはしめに。素戔鳴尊在出雲國。とあるへき事なり。然らされは。奉渡於紀伊國。といふも。何の國よりも知られず。此熊成峰も。何國とも知られざるなり。いか。と云れたり。されと出雲國にての事とも定めかたし。また熊成峰は。紀伊國の如くも通えて。甚まきはしき書さま也。故今は秘閣本の訓に従ひて。暫く後の考を俟もの也。○遂入於根國。重胤云。正書に遂就根國一矣。と見えたる是なり。其には就字を書れて。唯に幸行る趣なるを。此には殊更に入字を用ゐられたるに。深く心を著へき所なり。四神出生章に。追伊弉册尊。入於黃泉。とあるに等しく。地下根底なる謂ゆる黃泉に。物爲させ御在ましける御事を。明されたるものなりけり。偕此入御おはし坐たるに。其入所必有へき事なり。此に居熊成峰。遂入云々と見えたるは。熊成峰は。大神の入座むと

爲る以前に。おはしまし宮處にて。其入座しは。他處よりなるを。此居字を自又從字の意に見るか
ら。種々に怪き説は出来るめれども。居熊成峰を放ちて。遂入を續け見る時は。其混雜なん甚灼
く。明らかなる事也ける。と云れたり。○披此云三磨紀。この注。永享本棄戸注の上にある。

一書曰。大國主神。亦名大物主神。亦號國作大己貴命。亦曰葦原醜
男。亦曰八千矛神。亦曰大國玉神。亦曰顯國玉神。其子凡有一百
八十一神。

大國主神。重胤云。此御名其負坐る所由はしも。委曲に已に注し奉れるを。此には其義を説明らめ奉る
へきなり。倍記には。此一書と同しく。大國主神と申奉る。此御名を本と爲て。記し奉られしは。大に
所以ある御事也けり。其文に。故此大國主神之兄弟八十神坐。然皆國者。於大國主神。云々を見
えたる。皆國者とある皆は。八十神に係りて。盡字の義なり。國は其八十神の主領き居る國々を云
なり。此時未其國々の國主神を。摠ね所看す。御威勢の及はせおはし坐さりし間なりければ。大國
主神と申奉る御名も。御坐まさるる故に。其間には。尋常の御名の。大穴牟遲神と申す方を以て。書
別たれたり。さて其末に始作國也とは。大國主神の。御任に當らせ玉へる神業をなん。事始め物せさ

せ御坐す。その謂也ける。其より後に打任せて。表立たる御名を。大國主神と申奉る事也。故須勢理昆賣
八千矛の神の命や。吾大國主。と論はせ玉へり。名義は。大は總る意なりければ。國主と引つゝけて心得へし。然して各國に各自
に國主神有て。其一國を主領けるを。其を總ねてしらしめす意を以て。大國主神と稱奉りて。其即天
下國土の主宰にて。渡らせ玉ふ義なり。倍其各國に。國主神有。と云ふ證は。其は天孫降臨章に。國主
事勝國勝長狹と所見たる。是即其境域を定めて。主領き居る國主神有る事を。知へき明文也。されは
其各國の國主神は。國造縣主などの如く。大國主神はしも。天皇尊の如き御有状なりけむ事。此を以
て想像り奉り知へき者なりかし。と云れしは。委き考なり。○亦名。山陰云。次々の御名を。亦名とも
亦號とも。亦曰とも。文をかへて書玉へるは。何のよじにか。と云り。今知かたし。○大物主神。出雲神
賀詞に。大穴持命の御言に。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。倭大物主櫛瓊玉命。登名乎稱天。大御和乃神
奈備爾坐。とあるは。其和魂を。大三輪に御自鎮奉り置し御坐て。其御名を倭大物主櫛瓊玉命と號けさ
せ玉へり。との義也。然はあれども。唯大物主神と申すのみは。此大神の國作の初より。和魂と別れ
させ御坐ける。其分身の御名にて。本より御坐し也けり。然る時は。其八咫鏡に。御魂を取託させ御坐
して。皇御孫命の近守神と。奉らせ玉へる御時に當りて。其櫛瓊玉命と申す御名の。添玉へるにや坐
けん。さて紀傳に。此の大物と申す御名は。美和に鎮坐の御魂の御名にして。大穴牟遲命の一名には
あらず。倭大物主とあるにても知へし。故記に。此神の亦名ともを。擧たる處に。此御名は出さず。

大方古書皆此御名は。美和にのみ申せるをや。と云れたるは。さる言なから。又偏にさのみも云かたき事あり。さるは倭大國魂神と申御名は。此神の荒魂の御名にして。和魂に。大物主神の御名あると
 同しく。是も此神の一名にあらざるか如し。故記には。此御名をば。亦御名には擧す。然るに大倭神社注進狀に。謹考舊記曰。大倭神社。在大和國山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。とあるを見れば。かけはなれたる御名には非ず。大國主神の一名とせんに。異論なかるへし。倭大國魂神を。此神の別名と申さむからには。大物主神も。同しく別御名なるへきなり。しか見もて行く時は。此紀に二名を亦名に出し。古語拾遺にも。一名大物主神。一名大國魂神。と記されたるなどみな。古傳なくて。さる説記すへくも非ず。なほ姓氏錄。大神朝臣又賀茂朝臣の條に。大物主神と云へきを。大國主神と云る處も。數あるはみな。此由に縁れるものと見えたり。志かはあれども。和魂荒魂の御名を。亦名と云る例。他に未だ見あたらぬは。記傳の説はた謂なきに非ず。もとより。神の御上の事なれば。かゝる事に至ては。人智を以て。頗に定めかたき事あり。舊く記せる傳に従ひて。有ぬへき事なり。今出雲杵築社主神とも。大物主神とも申すを見れば。古くより據ありて。しか傳たるものなるへし。されど此らは。たしかなる證には。たてかたかるへし。さて此御名義は。記傳云。物主とは。八十萬神の首として。皇孫命を護奉るを以て。神之大人と云むか如し。凡て物と云稱は。萬に泛くわたる中に。人を指て云こと多し。たとへば。此人彼人を。此者彼者とも。いふ類なり。此も然なり。其は神は神代の人なる故に。彼八十萬神を指て。物とは云なり。と云れたるか如し。○國作大己貴命。下に見えたる如く。此國を作坐る大神に坐

す故に。かく稱へ申せるなり。出雲風土記には國作坐大神と。數所に見えたり。○葦原醜男。此に神とも命ともなきは。脱たるなめり。地神本紀には。命と作り。記には神と記され。播磨風土記には命と作り。名義。記傳云。醜は多くは惡み言て云言なれども。此御名は。醜は勇猛きを美て云り。さて其も人の畏み懼るゝ方より云れは。かの醜女など。云もてゆけは。同意に歸めり。後世の言に。勇猛を人をして。鬼神の如しと云におなし。さて葦原としも云は。天下を宇志波伎坐れば也。此國を葦原中國といふは。天上より呼名なれば。此神も。天神等の呼はしめ玉へる名なるへし。と云り。○八千戈神。記に依るに。此大神。八十神を追撥ひて。國作始め玉ひし時より。此八千戈神の御名を以て語傳へたり。彼沼河比賣命と。御贈答の御歌。又其嫡后須勢理毘賣命の御歌にも。八千戈の神の命や。吾大國主。云々と詠せ玉へるも。其程の御事をりければ。しか謠はせ玉へりし者にそありける。倭大倭神社注進狀。相殿神條に。傳聞。八千矛神者。大己貴命。以廣矛爲杖。令撥平豐葦原中國之邪鬼。是時大己貴命。號曰八千戈神。とあり。又其注進狀に。神代卷曰。大己貴命。以平國時所杖之廣矛。獻皇孫曰。吾以此矛。卒有治功。皇孫若用此矛。治國者。必當平安。云々。此矛亦上古在天皇大殿之内。其藏齋爲八千戈神之神體。とある。吾以此矛。有治功。と申玉へるは。此廣矛を取持して。國土經營の御功御坐す由なり。さて八千としも添云ことは。此一の廣矛を以て。八千の敵に當り玉ふ義の御名か。又は何となき美稱に添たるか。記傳に。此御名義を。此は武威の。八千と多くの矛を持つる如き。の意に。稱し御稱なるへしと。云れたるは。足らざるに似たり。○大國玉神。名義玉は借字にて。拾遺に大國魂神。記に大年神の御子にも。大國御魂神と申坐せり。と書たる如く。魂の義なり。さて記傳にも云れし如く。國魂神と云は。各々其國

處々に。經營の功德ありし神を。如此申して。祀れる故に。國々に大國魂神社。國玉神社と云多し。然るに此神は倭大國魂神とも申して。大八洲の御魂神と申す義なり。其は大倭神社注進狀に。謹考三舊記。曰。倭大國魂神者。大己貴神之荒魂。與三和魂。戮レ力一レ心。經營天下之地。建得大造之績。在大倭豐秋津國。守三國家。因號曰倭大國魂神。亦曰。以三八尺瓊。爲三神體。奉三齋焉。また萬葉五に。天地能大御神等。倭大國。靈とあるにて明なり。倭右に大己貴神之荒魂。與三和魂。戮レ力一レ心。とあるか如く。大國主神を。主神として。左右の手足の如く。成らせ御坐て。其御功用を輔弼け奉給ひて。共々に其大造の績をなん。得建させ御座しけらし。同帳別社。狹井神社條に。傳聞。狹井神者。大己貴命之神荒魂大國魂神。即當社別社也。と云事もあるを以て。其然る所以を知るべき也。然れば。各其主神と。魂神との差別は。君王と輔弼との如く。又長官と次官との狀に似たり。是下には。是以百姓至レ令。咸蒙三恩頼。とあるは更に。萬葉五に。吾主之美多麻賜比豆。とあると。總て美多麻と云は。外より來りて。其主を祐くる義なるか故に。和名抄神靈類に。靈日本紀云美太萬。一云美加介。とありて。美加介は。神武天皇御言に隨レ影壓躡。とある影にて。他より其身を幽贊る謂是なり。さて式に。大和國山邊郡大和坐大國魂神社三坐。並名神大月。是なり。三坐は。大倭神社注進狀に。倭大國魂神者。大己貴神之荒魂云々。亦曰大地主神。以三八尺瓊。爲三神體。奉三齋云々。相殿神二坐。八千戈神神體廣戈也。御神體。八握殿船也。とあり。和名抄には。大和於保夜未止。此郡城下郡に入。嘉祥三年十月從二位。貞觀元年正月從一位を授奉れる事。史に見ゆ。又宇多天皇寬平九年十二月。大和大國魂神に。正一位を授奉れること。大

倭神社注進狀に新國史を引て云り。此御社今新泉村と云に在て。大和大明神と申す。なほ此神の大和國に鎮坐す事。委くは崇神天皇六年紀に出。其所に委く云り。○顯國玉神。此御名の起りも。記に父大神の詔に。爲三^{ウツ}大國主神。亦爲三^{ウツ}宇都志國玉神。とある是なり。記傳云。大國主とは。右の如く天下を宇志波久意。此は國經營る功業を成して。天下に其恩頼を蒙らしむる神と云意なり。と云り。さて此二名は。此處にては。未此神の御名には非ず。然る神と爲れど。詔ふなり。さて後遂に功業を成て。此詔の如くに。爲^{ウツ}賜へる故に。御名とはなれるなり。さて記傳に。顯は須佐之男大神の詔に。爲三^{ウツ}宇都志國玉神。と詔へるより起れり。其は根國にして。詔へる御言なる故に。此國を指て。顯見國とは詔へるそかし。又は宇都志日命。命と云もあれば。只何となき稱名にて。宇都志の意ともしつへくやとも思ひしかと。然には。と云り。○一百八十一神。記には此神の御言に。僕子等百八十神とあり。通證に。百八十衆多之稱。と云り。されど此は百八十一神と。餘の一神をも加へ收たれば。なほ正しき數を合せたるものか。後に新羅國より貢獻る船數を。百八十一船と云事もあれば。古の多數を云時に。かゝる數へ様もある事にや。ともおもはれたり。なほよく考べし。この事他書に見えたるは。神名秘書に引る。神祇譜天圖記に。國作大己貴神。此神者。素戔嗚尊孫子。天之冬衣神子也。孫子はハツコと訓へ文に子孫を孫子と書る例は。詩經に商之孫子。文王孫子などあり。直に孫の事と見むはたかへり。與三^{ウツ}高皇產靈神之長子少彥名神。共經營天下。凡此神生。子一百八十一神。以三^{ウツ}爾五柱。爲三^{ウツ}珍子。而。天下四方國。人夫等。令三^{ウツ}咸蒙三^{ウツ}恩頼。此之緣也。とあり。因に五柱は。味耜高彥根命。事代主命。下照姫命。御井神。速御名方神。なるべきか。

夫大己貴命。與少彥名命。戮力一心。經營天下。復為顯見蒼生及畜產。則定其療病之方。又為攘鳥獸昆蟲之災異。則定其禁厭之法。是以百姓至今咸蒙恩賴。

少彥名命。名義は。少は寡疏に身形短小。故得此名とあれど。其義にはあらし。記傳にも云れしこと。須久那志とは。後世にはたゞ多きに對へて。物の數にのみ云へとも。古は大に對へて小きことにも云り。萬葉には。小彥名ともかけり。官職にも大小ありて。大を於保伊。小を須奈伊と云り。記の輕原宮段に。大毘古命次。少名日子建猪心命と有て。大と少名とを對へたり。さて此御名の少は。大名持の大名に對るか。然らば。須久那志。少彥名は。播磨風土記に。少比古尼命とも有て。彥根と申例に同じ。所以に唯少名御神とも申せり。少御神とも申せること。萬葉。さて又文明十一年の東大寺戒壇院神名帳に。大汝大明神。小汝大明神あり。又神功紀の御歌に見えたり。大三輪鎮坐記に。手間天神とも申す事見えたり。○經營天下。記云。神產巢日御祖命。答告云々。汝葦原色許男命。為兄弟。作堅其國。故自爾大穴卒遲。與少毘古那二柱神相並。作堅此國とあり。經營天下と云も。作堅國とあるに同じ。さて此事の書に見えたるは。大三輪神鎮座記に。伊弉諾伊弉冊二神。共生大八洲國。及處々小島。而地稚如水母。浮漂之時。大己貴命與少彥名命。戮力一

心。殖生薦葦。固造國地。故號曰國造大己貴命。因以稱曰葦原國。出雲風土記。飯石郡多福郷所造天下大神大穴持命。與須久奈比古命。巡行天下時。稻種墮此處。故云種。播磨風土記。楯保郡稻積山。大汝命少日子根命二柱神。在於神前郡望里生野之岑。望見此山云。彼山者當置稻種。積於此山。山形亦似稻積。故號曰稻積山。また神前郡望岡里。所以號聖岡者。昔大汝命與小比古尼命。相爭云。擔聖荷而遠行。與不下。尿而遠行。汝二事何能為乎。大汝命曰云々。續後紀十九長歌に。日本乃野馬臺能國遠。加美侶伎能。宿那毘古那加。葦菅遠。殖生志津々。國固米造介牟與利云々。萬葉六。大汝。少彥名能神社者。名著始鷄目。名耳乎兒山跡負而云々。七に。大穴道少御神作。妹勢能山見吉。十八に。於保奈牟知須久奈比古奈野。神代欲里。伊比都藝家良志云々。かく趣に云傳へたる。皆二神相並ひて。國作玉ふ時の事なり。此らにて。天下を作巡り給へりし功績。思遣り奉るへし。○畜産。本にケモノと訓る宜し。記傳云。和名抄に。獸和名介毛乃。畜和名介太毛乃。とあるは。相誤れるなり。神代紀に畜産を氣母能。獸を氣陀母能と訓るを正しき。皇極紀天武紀などに。畜をみな氣母能と訓り。後ながら。源氏物語草木に。漢國のはけしきたものもある。虎にて獸なり。古今集に。藥けかせから。是も獸の方に取て。さて氣陀母能は。毛津物の意なるへし。古書に。毛和物毛龜物とも云り。氣母能は飼物なり。毛物の意にはあらし。六畜は。人家に飼ふく物なれば。飼物と云なり。然るに。氣陀母能と。氣母能と似たる名なる故に。紛はしきそかし。と言れしは。然る説なり。其は大威詞に。畜犯罪とある同事を。記には馬婚牛婚

鷓鴣大婚とあり。これ皆飼物なり。 ○定療病之方。病を療すことを。舊く袁佐牟と云り。續紀四詔に。御病欲スツサヤムトレ治ト。二十九詔に。御病乎治ツサヤム賜比ナドあり。記九恭段に。治ニ差帝皇之御病トあるをも然訓ヘシ。さて平田翁云。此の療病方は。人草は更なり。人草に要ある。畜物の病を療す方を。人の知へく教へ定給へる由にて。摠て鳥獸に。其病を自治ミツナホす方を。某々に定教玉へり。と云には非る也。と云れたるか如し。通證に。襄陽記曰。鷄主ニ司晨一。犬主レ吠盜レ。牛負ニ重載一。馬涉ニ遠路一。とあるは。然る言にて。何れも。其主ツカサとる所有て。國家に用ある物共なれば。其病を療むる方も。必なくては。得あるましき事なり。さて方をミナと訓るは。永正本明照本に據れり。また明照本。熱田本。鎌倉本共に。サマと訓るも。惡からず。○鳥獸昆蟲之災異。平田翁云。鳥は和名抄に土里ト。獸を氣陀母能トと訓む由。師説あり。昆蟲は舊く波布牟ハフム之と。訓るを用るへし。繼體紀に。伏地之蟲をもかく訓り。和名抄に。蚊行唐韻云蟲行也訓波と見え。蟲和名無之とあり。大祓詞にも。昆蟲之災とあるに就て。師の後釋に。雄略天皇御歌に。波布牟志母とあり。蟲は這ふ物なる故に。凡て蟲を然云なり。鳥を飛鳥トトリと云に同し。なほまた雨をふる雨。花をさく花と云類も同じ事なり。大殿祭詞にも。波府蟲能ワフヘヒ禍無久ナクと見え。十種神寶の中に。蛇比禮ヘビヒレ蜂比禮ハチヒレなどあるも。其を拂はむ料なり。上代には。民の住家野山に交りて。假初なる構かまなりしかは。蟲の害多かりしなるへし。又大殿祭の祝詞にしも。擧られたるを思へは。上代には。唯なへて此の害の多かりしにも有へし。今世とて。蟻蟻公蜂アリアリトチなどに刺れて。惱むことなきにあらず。とあり。此を猶精く言はる。凡て此鳥獸昆蟲の災異とあるを。某の鳥獸。某の蟲など名をさし言むは。中々に精しからず。凡て禽獸。また蟲類など。何にまれ。人草は更なり。畜産にも。災害をなし。異變をなす物を云り。と弘く見るへし。なほ大きに云はる。草木にまれ。何にまれ。人の要となるものに。

害をなすは。即ち人に災異をなす謂なれば。其をも兼て思ふへし。鳥の糞をつみ。糞をとり。獸の糞物を喰ひ。蟲の水草に付事も。悉く人の災害にあらざらめや。 其の物等の。殊に人の爲に。災異をなす耳ならず。彼等か性のまにく。爲す態も。人の爲に宜からぬ事は。即人の禍なれば。呪術を以て。禳はる事とも。今世にも多きを以て辨ふへし。と云れたる然る説なり。災異は。重胤云。和邪ワサは本語にて。波比ハヒは辭なり。たとへは病といへは。其病む人の方に就て云ひ。災と云は。其令ム病ムる者の方に就て云るにて。和邪は所爲ワサの義にて。神にまれ鬼にまれ。又鳥獸昆蟲にまれ。其犯し惱ます所爲を成すを云なり。故大殿祭詞に。下津綱根シヅツツツネ。波府蟲能ハフムシノサヘヒナク禍無久ナク。又は天乃血垂アメノチツリ。飛鳥乃禍無久トトリノナクと云ひ。大祓詞連却崇神。詞にも見えたり。其所爲を成す物名を。先に擧て云ふ定なりければ。此に鳥獸昆蟲之災異とあるも。鳥之所爲。又獸之所爲。又昆蟲之所爲。と云事なるを。其成す事。人にも世にも害を成せる所以を以て。和邪とも。和邪波比とも云。禍又は災又は災異。或は妖とも。殃とも。又妖孽とも云字に。當る言とは成れる者なり。攘は波羅布ハハなり。解除を波羅閉ハハと云とは。同言にして。其活用異なり。楮此は禁厭の事を爲て。災異を攘ふをいふと云り。○禁厭之法。又云。禁厭は解除ハハ祈禱イノリの類を凡て云なり。此二字。古よりマシナヒヤムル。と訓るに従ふへし。私記に。依牟エム之也牟流ムルとあるは。疑あり。エムは字書に。厭於再反なる。音を取れるなれば。古言の續け狀に非ず。鈴屋翁は。二字を引合せて。麻自那比マシナヒと訓れ。訓に従ふへ。然るは。上に療イナス病とある。病は其事の稱なり。療は其を去る術を成す謂なるに等しく。此も麻自那比は。其事の稱なり。夜牟流ムルは。其事を行ひて。災異を卻ムクくる稱なればなり。用明紀に。厭マシナヒと訓

み。又傍にトコフと有り。通證に引る。前高帝紀東遊以厭之註讀也。楮禁厭の法はしも。二柱御祖神に始れる事にして
 彼鎮火祭は。伊弉册尊の火神を生坐し御時に。出來りて。即火鎮祭の始是なり。又花鎮祭の起も。
 此大神に已に始れるにて。禁厭と療病と。已に上古より。相並ひ行はる事にて。其禁厭の方療病の法
 となり。療病の法。即禁厭とは。成れるものなりけらし。又道饗祭は。伊弉諾尊の。黄泉軍に追及
 れさせおはし坐ける時に起り。大祓は。其大神の筑紫日向橋小戸にして。事始めさせ玉へりし御政な
 り。又蛇比禮吳公蜂比禮は。須勢理毘賣命。天上より傳へさせ御座て。此にて始て行玉へる御事をめ
 り。其は天神本記に。饒速日命の行玉へる。鎮魂祭の起是なり。此祭はしも。已に皇祖天神の。行定
 めさせ玉へる御事にて。高天原より傳はれる。禁厭の法なる事。申すも更なり。清原宣賢神代卷に。十種神寶
 を。天孫降臨の時。授け申
 されたり。人の痛む所ある時。禁厭ふ様なり。此も病を治する一の道なり。と云はれたる。と云り。今は委しく云れたれど。さて
 は。實に卓見なり。此の説に據られけるにや。谷川翁も。此れを禁厭の中に收められたり。と云り。今ほ委しく略して出せり。さて
 平田翁説に。麻自那比の麻自は。御門祭祀詞に麻自許利。大祓詞に蠱物などある。麻自と同言にて。
 那比は卜那比商那比などの。那比と同一辭なり。蠱を麻自と訓へさ由は。字
 鏡に蠱萬自物。と有是なりさて此三物の麻自。もと同言には
 有れど。かく活きて三になれる上にては。輕重と。物との差別を成せり。其は麻自那比は。麻自那閉令す
 る詞
 な麻自那布。麻自那波牟と活きて。輕く聞え。麻自許理は。麻自許禮。麻自許流。麻自許良牟。と活きて。
 重く聞ゆるか。麻自物は。吉にまれ。凶にまれ。其麻自に用ふ物を云なり。大祓詞に蠱字を書るを以て。凶物との
 み思ふべからず。彼詞に此字を書る
 は。人の爲に。凶き麻自術を授へたる方に就て。此字は漢籍に。蠱毒といふ邪術ありて。其造方などを。委く記せる事のある故に。姑く
 當て書るにこそあれ。麻自物といふ物は。皆此字の如く。凶き物には非ず。其は天。忍雲根命に。神魯岐神魯美命の。給へる天玉中も。

眞水を衛出す料の麻自物なるを以て辨ふへし。さて麻自那比の方の。輕く聞ゆる由は。まづ此詞の本は。交の麻自と同言なり
 と思ゆ。其は麻自理は。此物と彼物と。交るを云詞なるより轉りて。麻自那比と活き。此詞は。彼方
 の體に。此方の靈を交ふる意はへの有れはなり。麻自許理を。道饗祭祀詞に。率字を書る
 を以ても。交と本同言也。と知る也麻自許理の方の。重
 く聞ゆる由は。まづ麻自那比の。那比は。辭なる故に。輕きを。麻自許理の許理は疑にて。麻自に疑の
 添りたるか。許流許禮など。活けると所聞れはなり。と云り。なほ此言義は。よく考へし。○百姓は。
 天照大神また天皇命の。大御寶たるよしの稱なり。江家次第に。公御財とあり。されど其義にはあら
 す。○至今。平田翁云。今は書紀を記されたる當時を云か。若くは書紀に採られし古書に。本より有し文
 か。もし然も有らば。其時代は知へからず。と云り。○恩頼。垂仁紀に聖帝之神。靈。景行紀に皇靈之
 威。などあり。言義。通證に。蓋御賜之殖也。と云れど。信友云。美多麻は靈を尊ひたる詞。布由は
 震ふの義にて。神の靈の威を震ひて。殊更に幸ひ給ふを。カクシテ
 天皇の御魂に申す
 も。凡人の魂に云も。
 同し意は。布由布留。同言なる證は。古事記歌に。大雀佩せる太刀。本劔末布由とよめる。布由は布留と
 同言にて。太刀を揮る状を云る事。記傳の説の如し。また神靈に布留と云る事は。神の出行に供奉る
 を。振奉。布理出奉など。古記ともに見えたり。其は多くは神輿につきて。云る如く聞ゆめれど。言
 の本は。神靈の威震ひ玉へるよしを。畏み稱たるなり。大鏡に。春日の大神の事を。帝この京に遷し
 め玉ひては。また近くふり奉りて。大原野と申し。なほも近くとて。又ふり奉りて。吉田と申て御坐

すめり。此吉田の明神は。山蔭の中納言の。ふり給へるそかし。とも見えたり。後世の行列に。フルといふ言のあるも威。震ふ意あり。

またフルマヒと云も。フルを活かせる詞に。安藤紀に威儀をよめるなど。叶ひて聞ゆ。 萬葉三に。丈夫之心。振起とよめるも。心震ひ起にて。布理は布留比の約たるなり。 今俗にも。心を振ひ起すなど云ひ。また。威。を震ふなども云り。また推言に。ふりさけ。ふり。これ魂はへ。など言ふ布理も。殊更に心のふる由なり。此外にふり某と云ふ布理に。此意なるか猶あり。

に。布留布。布留比。布里。布留といへる。其意はへ更に相同しきをも思へし。天武紀に。招魂を美多麻布里と訓み。臨時祭式に。鎮魂祭を於富牟多麻布里と訓るも古言にて。天皇の御魂の。威震り玉ふへく。奉仕る由の稱とこそ思はる。斯て布留比の本語は。布留にて。比布閉と活用く辭なるを。布由とも云るに依て。ルビユと云は。殊に親しき音なり。 美多麻乃布由。と云るなるへし。好忠集に。暇なみかひなき身さへ急くかな。御たまのふゆと宜も云けり。奥儀抄に。此歌を擧て。歳終に。亡魂を祭りて。恩徳を報す。御魂の冬といふ。謂ゆる荷前祭なり。と云れたるは。いか。但し昔は年の終に。荷前使を立て。定まれる陵墓に。幣帛を奉られ。又なへても。年の終に。祖々の靈祭する例なりければ。其祭を。御魂の布由と云りし由なり。其は祖々の靈の布由。蒙らむとする意なり。好忠の歌も。然もやと。聞ゆけなり。と云れたり。小山田與清曰。みたまのふゆ奥義抄説たかへり。これは日本紀に。恩頼靈。神靈。皇靈などの字をよみ。古語拾遺にも恩頼の字をよみて御賜の義也。萬葉にあかぬしのみたままたまひてとよめる。我主の御恩賜ひ也。ふゆは波江の通言なり。御恩の榮といふよし也。波江はハエアル。ハエナキなどの波江にて。榮耀の義也。草木のしけりひろこれるを。ふゆといふも榮也。さてうつりては。何にもあれ。物の多くなるを。ふえふゆるなどもいへるなり。谷川氏か御賜の殖也と釋るはもの違し。伴氏曰。色葉字類抄に。生字をフエとよめるによりておもふに。淺茅生。生麻生。芝生などのフは。生にはあらて。フユのフなるへし。榮しけるさまよりいへる事なるへし。と云り。これは右の説とは異なるれど。考の爲にここに擧ぐ。

○ここに聊。療病方禁厭法の事を云へし。さるは。通證に療病之方。則藥物醴醴也。禁厭之法。則咒祝方術也。とある如く。二に相分れてはあれど。共に相須て。離れざるなり。平田翁云。抑後世の薬師とも。禁厭法をは。都に用ぬ事と成ぬれとも。我か古は更にも云はず。諸越にては。古は禁厭を専と用たりけり。其は彼國の醫術は。もと巫祝の徒より初りしかはなり。其は山海經に。巫抵。巫履。巫也とあり。此は咒禁。祓除。咒詛などを。行ふものから。其術をもて病を愈す故に。其を醫と云りと通ゆ。其は内經賊風篇に。先巫知百病之勝。先知其病所從生一者上。可視而已也。と云るをも。思ふへく。又古今醫統に。巫咸は鴻術を以て。幾の醫となる。祝して人の福を延へ。病を愈し。樹を説すれば。樹枯。鳥を説すれば。鳥墮。などもあり。さて其咒禁を行ひて。病を治たる趣は。説苑に見え。此術を行ふ者を。巫醫といふ。されと漸々に。呪術をは次になして。薬を服しむる事を。専と爲る者も。出來し故に。周代になりて。官を立てるに。巫と醫とを。別にせり。其は周禮に。巫の外に。醫師と云官あり。また疾醫と云も見えたり。かく別に立たる故に。前如く。巫彭。巫咸など稱ふこと止みて。春秋左氏傳。其後隋代になりて。古は巫と醫は一なりし故實に。依れると見えて。尙藥局に。呪禁博士。呪禁生。など云を立て。醫の次におき。呪禁博士と云か。呪禁生に。呪禁祓除などの術を教へて。病人ある時は。醫と共に預り。唐代の令も。是に倣へりを見ゆ。唐六典を見。て知へし。 儲また皇國は。右の如く。二柱神等。療病方と。禁厭法とを。始玉へる。正しき傳の有か上に。後に唐制を用いて。官を置れし時に。此制の古に符へる事を。所思看せると通えて。典藥寮に。醫師。醫博士。醫生の下に。呪禁師。呪禁博士。呪禁生を置れたり。其は職員令に。呪禁師二人。掌呪禁。呪禁博士一人。掌教呪禁生。呪禁生六人。掌學呪禁。

と見え。醫疾令に。凡醫博士取三醫人内法術優者爲之。呪禁生學三呪禁解忤持禁之法。など有を辨ふへし。但し此は。和漢共に上の令なるか。民間は如何と云に。療方と呪禁と。並用たること。皇國は更なり。此は物語書など。昔漢土も同様なりしこと。千金方儒門事親。など云醫書ともに。呪禁法をも。多く載たるを見て。彼國の明醫らか。民間にて。病を救へる有状をも辨ふへし。然るを後世の醫師とも。呪禁法を陋と爲る事は。古道を知られはなり。凡て病は。邪なる鬼神の。邪氣を立ると。鬼魅遊魂鳥獸昆蟲の。災異をなすより。起る事なる故に。療方にまれ呪禁にまれ。其病を治めむと。行ふ事は。正しき鬼神の靈異による事なれば。よく其道に至らむには。共に効驗あること。何か疑む。是は禁厭の意あり。禁厭に。藥の意もあるものをや。其は右に云如く。藥を用ゆる事は。呪禁より起れる故に。何ぞと云へば。呪禁の風交れり。醫へは瘡の敷藥に。一夜屋裡に洒して用ふと云。水腫病の藥を煎る水は。流川の水を。流るる處と云れたる。實にさる事と通ゆれば。因に此にしるしつ。

日本書紀通釋卷之十三

飯田武郷謹撰

第六一書

嘗大己貴命謂少彥名命曰。吾等所造之國。豈謂善成之乎。少彥名命對曰。或有所成。或有所不成。是談也。蓋有幽深之致焉。其後少彥名命行至熊野之御碕。遂適於常世鄉矣。亦曰至淡島而緣粟莖者。彈渡而至常世鄉矣。

嘗。本にムカシと訓るは。立かへり是より先の事を。語り出るに付て。云る語なり。平田翁は。アルトキと訓れたれど。なほ本のまゝににて。○豈謂善成之乎は。重胤云。豈謂善造乎。と云むか如し。此訓は。私記に。與久奈西利止以不良牟也。不作戸誤。今以二寫本二訂と有に從ふへし。此續きは。瑞珠盟約章に。豈以善意乎とあるに同じく。其に反語にして。此には深き所由有る事なり。二柱神等。兄弟の御睦を。結はせ御座して。與共に國土を經營らせ坐すと雖。其御功を積ても。終に成し遂させ玉ふ事の。難かる由を。聞えさせ玉ひて。吾と汝と與共に。此相巡り所造らし國土は。何にしてか。成せりと云ふらむや。未善成り就はすと詔ひ

て。其成功の竟させ御坐ざる御事を。不足ぬ事に思ほして。語り出させ玉へるにて。此は謙遜の御詞にこそはあはしましけれ。何てか其御心に。誇らせ玉へる御言と。申奉るへからん。武郷云。これは口訣に。大己貴命自負の御詞なりと。あるに依て。辨まへられたるなり。平田翁は。此御言は年まねく造り玉ひけむか。猶未成竟たりと。造りたるも如何有へからん。さて善成の善は。造りたるも如何有へからん。さて善成の善は。其造らしし國に就て。詔はせるにて。國形の宜しき義なり。さるは其二柱神の。御力を盡させ御座て。相作らせ玉へりし國形を。善はしく造成し遂させ給はざるを。不足ぬ事に。詔ひ出させ玉へるなりけり。此時未天下平かならず。彼草木磐石に至るまで。威能強暴りて。造らせ玉へる跡より。荒行くもあるへく。又人民も甚稀少なりけむから。大神等の作らせ玉へる地を。各持つ事能はず。自然に荒地と成もあるへくして。善成し玉ふと雖。甚善しも成遂難させ給へる御思を。陳させ玉へる者とそ。伺奉らるゝ。と云れたり。此説然るへし。○或有所成。或有云々。口訣に非レ不成非レ成。辭也。と注されたる然る説なり。北野本明應本水正本の訓には。ナルトコロ。ナラサルトコロと訓り。さて。平田翁説に。稍成せる處もあり。未嘗て成さる處もあり。と詔へるにて。所レ成處とは。此大御國を詔ひ。不成處とは。諸外國々を詔へりときこゆ。と云れたるは。所を國處の義に見られたるなれど。いか。此は其國作の事業。稍成遂させ賜へる。是有レ所レ成なり。其に反して。未全く整はざる。是有レ不成なり。されは有レ所レ成に依て。有レ不成の設を。今より怠らず。疆めたらむには。遂に盡く成る事あらんとの。御言なるへく。伺奉れたり。と重胤云り。○是談也云々。此は前後を思ふに。此の文を讀る後人の意に。是談の意を思得ず。幽深き旨ありけにきくなして。傍に其趣を注しおけるか。摺入て。本文の如くなれりけむ。決て撰者の文にはあるへからず。さて按に。此の十字

大三輪神社鎮坐次第記に此文を引るになし。それそ本のまゝなるへき。○其後云々。平田翁云。其後とは。既に國作竟て後と。云る如く通ゆれとも。次語に。大國主神愁而詔曰。吾獨而何能得作此國。と有を以て見れば。然には非ず。なほ作り玉ふ程の事なるを。其初つかたは。相並ひて作給ひしを。後つ方に至りてはと。いふ意なりとあり。次語に。自後國中所未成者。大己貴神獨能造。とあるもこの意に同じ。○熊野之御碕は。熊野は出雲國意宇郡にあり。御碕は。記傳云。凡て山にまれ。海邊にまれ。ものゝ鋒の如く。突出たる所をいふ。崎崎碕等を用ひたり。書紀に島曲俗曰美佐祁。和名抄には碕また汀を。三左木とあり。と云り。さて重胤云。熊野の地の事は。熊野大神の神宮より出來れる稱なるか。其は其神宮より。東南の意宇郡にて。今謂ゆる能義郡はしも。古は凡て熊野と云けるにこそ。同郡の末に通國東堺手間刻。四十一里一百八十歩とある迄は。皆から古の熊野なりけるを。郡名を被定るに至りて。意宇郡と成り。後又別れて。能義郡とは成れる者となん見えたりける。然して大三輪鎮座次第に。此下なる初大己貴神之平國也云々。到出雲五十狹々之小汀。且當飲食。是時海上忽有三人聲云々。とありて。高皇產靈尊聞之而曰。吾所産兒凡有一千五百座。其中一兒最惡不順。自指間漏墮者必彼矣。宜愛而養之。此即少彥名命是也。とある傳を載して。其結末に。此故稱曰手間天神也。と云ふ社傳を注せり。故思に手間は。少彥名命の天神の指間より。漏墮させ玉へる地なりけり。右に五十狹々之小汀に。浮到り坐る御事の有に依て。外國より御在し坐たる者と思ふも。然る事なれとも。上古には島根秋鹿楯縫出雲の。

四郡はしも。一島なりしかは。此手間より打立して。実道海を浮ひ渡らせるにそ有ける。借此地は。記に伯伎國之手間山本和名抄にもとあれは。國界にして。兩國に係れる地なるか故に。風土記意宇郡條に。通三國東界手間刻。四十一里一百八十歩。とある是にして。少彦名命の本宮。此に在し者なり。然して此に所謂熊野之御崎は。必其手間の地の中なるへきか。今何處と跋るへきよしなきを。出雲風土記に。意宇郡に羽島ヘシマと云あるを。或抄に。所謂指間島也。島上有三天神祠。則少彦名命。とあるは。今能義郡飯島村の海邊なり。右の指間島と云ふ。一名のある事。此を以知へし。若て羽島と云は。端島と云事なれば。實に御崎とも云へき地なり。又同郡粟島とある。此は白井宗因説に。手間天神在出雲意宇郡筑陽村間潟海中。所祭少彦名命也。と云る是にて。此も手間天神の御座地なれとも。御崎と云へき地の狀に非れば。此なる熊野之御崎は。右の羽島にて。甚能合へるもの也。但此次には。其渡り御座たる地を淡島とあり。其は伯耆國會見郡にして。右の羽島と向合たる地なるか。若ては異説あるに似たりと雖。此なる熊野之御崎は。其神の本宮にして。此宮より打立せ玉へりと云へく。次なる淡島は。其粟を蒔て持渡り坐るにて。全くの渡口は。其島なる事下に見合せて曉るへし。と云り。此は尙よく考へし。○常世郷。記傳云。凡て上代に常世と云に。三あり。一は常世長鳴鳥云々。此は常夜の義なり。二には常とはにして不レ變ぬ事を云。三には常世國と云是なりと云り。この常世國。此に謂ゆる常世郷は更なり。神武紀に御毛野命の往乎常世郷トコヨノとあるなど。本來外國に渡り御坐しを云り。若

て此少彦名命は。此にて外國に渡り御坐しけるに依て。神功皇后御歌に。常世に座す石立す少御神の。と詠せ玉へり。又續後紀歌に。常世鴈率連天トコヨカサライナヒレテとあるを始として。鴈と燕との歌には。常に常世國を詠る事。計も盡しかたかるへし。堤中納言物語。無由言覺に。もろこししらきに住人。ぞ。借此事に附て。記傳に。常世國とは。かく名けたる國の一有にはあらず。名義は。底依國にて。唯絶遠き國なる由也。と云れたれど。依の義信られず。按に常と底とは。通ふ例あれは。さもあるへし。さらは底世とすへし。底世とは。放世の義にて。放き隔りたる世界の國と云事にて。放は山の會支。野の會支。又會許比も知らぬなど云會許なり。底も其義なり今俗に不レ知世界と云。此に當れり。されは。此大御國より云時は。外國は。凡て實に。底世國と號くへき物なりけり。池邊真藤云。皇國は國土事物も。早く生出たるを。外國ともは。大已貴少彦名二神の末は。彼處の初發の時なりしかは。二神のまします外國は。いまた國頭分たす。不老不死の神域也しなり。其をば皇國の早く開拓けたる上より。此を常世國とは呼しならん。今世に覺國など云むか如しと云り。これは常世を正字と見ての説なり。いかとあらん。○淡島は。伯耆風土記に。相見郡々家西北有餘戸里。有三粟島。少日子命蒔粟莠實離々。即載粟彈。渡常世國。故云三粟島。とある是なり。重胤云。淡島は出雲意宇郡羽島一名指間島より。海を隔て。直向ふ地なるか。島とは云へとも。今は陸續きに成て。洲崎の中なる。小島と成れり。予去安政五年正月。米子より船を浮て。其島に詣たりける時に。其地形を考るに。此所は會見郡にて。天萬郷に隣れり。借此洲崎は。恰も天橋立。又海中道などの如く。海中に三四里も出て。出雲國島根郡には。僅に海を隔たり。其洲崎はしも。出雲風土記に。謂ゆる國引文オニヒキノに持引綱者。夜見島是也と有て。島根郡條に。

伯耆國郡内。夜見島とありて。今弓濱と云是なり。草沙漠の中に。山は磐石を疊たるか如くして。草木茂生ひ。甚神々しき神境と見えたりき。借其地より打立して。此地に粟を蒔せ玉へりし。御事は。其糧を備させ玉ふへき。御爲なるにこそは有けめ。此を携へて。常世郷に殖布かせ玉はむ。御心なる事。蒔粟莠實離々。とあるは。全く其登るへき時を。待せ御座ける。御事著明くなん有ける。伯耆國なる淡島は更なり。

式なる紀伊國名草郡加太神社を。粟島社と申して。其祭神は少彦名命に御座を。始として。何れの地なるも。粟島といへば。少彦名命を祀れるなど。得去まじき由の有に。深く心を著へき者なり。と云れたり。なほ平田翁説に。三代實錄元慶三年三月。下總國正六位上小松神從五位下。とあるは。今香取郡に在る。神崎なること。社に傳はる古文書にて知るも。か。祭神は少彦名神なり。そこより大川を隔て。西方常陸國河内郡に寄たる浦に。いと小き浮島二並ひて。其傍に小祠二あり。粟島神といふ。又此島を舊くより。粟島とも二島とも云て。神崎神。紀伊國加太浦より。此島に乘て移り玉へるか。後

○縁粟莠。字鏡に。秆稗阿波加良と見え。説文に稗禾莖也と云り。記中卷に多能伊那賀良田之稻萬葉十に。穂蓼古幹ホタテフルカサなとあり。字書に。草木莖曰幹縁は。風土記に載れ粟とあり。重胤云。縁字は昇なり。載字は乘なり。此二を合せ考るに。彼粟莠より傳ひ縁りて。其禾末に載り御座ければ。其垂穎したる勢に彈れ玉ひて。太虚を蹈つ。常世郷に渡御座けるなり。通證に兼良曰。縁粟莠。所三彈射而飛ニ渡於常世也。此神之眇小可ニ以見とある。實に然る事なり。下文に。大己貴命即取置ニ掌中。云々とあるに思合すへき御事也かし。と云へり。○彈渡。又云。凡て波自久と云事は。物を撥除る如き意なるなり。若て禾穂の莠實り離々て。垂穎したる上に縁りて。此神の載り御座ければ。其禾末の撓めらむか。起立むと爲る勢に。彈かれて。渡らせ玉へるなり。

○さて神代に。常世國に渡座るは。此に見えたる如く。少彦名命一柱のみなるか。後に文德天皇の御世に。大己貴命と二柱にて。常世國より常陸國に歸り給ひし事見えたり。其は文德實錄に。齊衡三年十二月。常陸國上言。鹿島郡大洗磯前。有神新降。初郡民有羨海爲鹽者。夜半望海。光耀屬天。明日有兩怪石。見在水次。高各尺許。體於神造。非人間石。鹽翁私異見之。去後一日。亦有廿餘小石。有向石左右。似若侍坐。彩色非常。或形沙門。唯無耳目。時神憑人云。我是大奈母知少比古奈命也。昔造此國。訖。去往東海。今爲濟民。更亦來歸。と見えて。大己貴命も。同く常世郷に渡給ひしか。此時同伴て歸坐るなり。同書に。天安元年八月。右の神石を祀れる社の。官社に預りたまふよし見えたり。式にも載れり。其は平田翁説に。少彦名命は前に渡りまし。大名持神は。幽世に隱坐て後に。かの御迹を追て。渡坐るにて。此時の御託に。東海に去往たりと詔へるに依れば。二神とも其始は。まつ東海なる國に渡り。其より相並ひて。神世の當時より。久遠の間。外國々を作り堅めて。此時歸り來坐るなりけり。然るに神典に。少彦名神の渡り坐る傳のみありて。大名持神の。渡り坐る傳なきは。何と云に。少彦名神の渡り給へるは。幽顯未分れさる以前の事なる故に。其傳へ顯世にも。傳はりたれと。大名持神の渡り給へるは。幽顯別りて。幽世の往坐なるか故に。齊衡三年の御託なくては。顯世の人の。争てか知らむ。と云れたりしは。實然る説なり。さてまた。記傳に。息長帶比賣命の御歌に。常世に坐とあれば。後まで外國に鎮坐なり。然れば。此神は初高天原にして。御祖命の御手候より。放れ去て。降坐しより。永く外國に

坐神にて。其間に少時皇國には。渡來坐し事ありしなり。偕此趣によりて。つらく按に。外國は皆。本此神堅成たまへる者なるへし。かくて後世に至りて。其諸の外國より。種々の事も物も。渡來て。其をつかふ事多きは。此神代に。此神の外國より。しばらく渡來坐て。大穴牟遲神を助けて。諸共に經營成し玉へりし趣と。全符り。いと深理ある事なるへし。と云れたる。此も然る説をから。少彦名命はしめ外國へ放れ去て。降り玉ひしと。云れしはたかへり。其は重胤説に。少彦名命は。天神の御許より。伯耆國と出雲國との堺に。天降らせ玉へるなり。若て大己貴命と共に。大八洲國を巡造り御坐て。其初の地に還著玉ひ。熊野之御崎より打立して。此粟島より。常世郷に渡らせましますなり。是少彦名命の。御事跡の。初て外國に及はせ玉へる初なりけんを。古來の注者。此神の御天降は。外國にして。其より此國に渡り。御坐ける者に。定め云へるは。予か心とは表裏の相違なるものなり。然るは彼手間の地は。彼天神の御指間より。漏落おはし坐たる。御天降處なればこそ。然る地名には遣れるには有けめ。且大洗磯前の御誨に。昔造此國訖。去往東海。今爲濟民。更亦來歸。とあるは。此方より往渡らせ玉へるか故に。今更に來歸らせ玉へるに非ずや。然れば其は此下に。初大己貴神之平國也。行到出雲國五十狹々之小汀云々。有二箇小男云々。隨潮水以浮到。とあるは。伯耆境より。内海を乗て。浮到らせ玉へる御事なるを。外海より。依來坐る事と。思誤られたるから。然る本末の差は。出來れるにそ有へかりける。と云れたる説にて。明らかし。

自後國中所未成者。大己貴神獨能巡造。遂到出雲國。乃興言曰。夫葦原中國本自荒芒。至及磐石草木。咸能強暴。然吾已摧伏莫不和順。遂因言。今理此國。唯吾一身而已。其可與吾共理天下者。蓋有之乎。

自後國中云々。重胤云。少彦名神。常世郷に渡らせ御坐る即の文に。記には。於是大國主神愁而告。吾獨何能得此國。孰神與吾能相作此國。耶。是時有光海依來之神。云々。此者坐御諸山上神也。と有て。此に自後國中所未成者。大己貴神獨能巡造。云々。此大二輪之神也。とあるとは。大に背けるか如き所なん有ける。今何れを取り。何れを捨へきと。文意を照し考るに。互に言の脱たりける者なりけり。記に於是大國主神愁而云々とあるは。今迄兄弟の御親睦御座して。御力を戮せ玉ひ。御心を一に爲て。相共々に國巡り作堅めさせ御座ける。少彦名命の。御座さす成ぬるには。争てか御心に。愁させ玉はさらん。此時に當りては。孰神と相共に並坐て。此國を相作らまじと所思して。然る言擧の御在坐けるも。亦自然に浮はせ玉ふへき御心なめりかし。然るに其御言に對へて。謂ゆる幸魂奇魂神の。顯れ出させ御坐ける趣は。其に脱文ある所なるにて。其後の事實は。此に擧たる此文の如くならずしては。事打合すなん有ければ。右の記の。於是より以下。相作此國。耶より。以下廿七字

は。此にも彼至^ニ常世郷^ニ矣。自後國中云々。とある。矣と自との間に。加ふへく。又記は。右の廿七字の下に。此の自後國中^レ未^レ成者云々。の語を加へて。又心得^へき所なりけるものなり。記傳に。此を傳やと云れつれども、異なるには非ず。互に文を脱せるものなり。と云り。○國中は。上文に。大己貴命與^ニ少彦名命^ニ。戮^レ力^一心經^ニ營^ニ天下^一とありて。此大八洲國の全體に於ては。二柱神の已に成造らせ御座けるを。今茲にては。其大八洲國の中にて。其未成^{ざる}所の有を。堅作らせ玉ふなり。○所未成は。上文に或有^レ成或有^レ不成とある。其を承て云なり。此も秘閣本に據て。ナラサルトコロと訓り。○獨能。重胤云。獨は孤獨の謂には非ず。今迄少彦名命と。二柱して掌り御在しけるを。少彦名命の。其部下の神等を率て。おはしますへければ。此には大己貴神の部下のみに。成給へるなり。能は。記に吾獨何能得^ニ作^ニ此國^一とある能にして。此には。上文に吾等所^レ造之國。豈謂^ニ善成^ニ之乎^一と有に對應たる所なりければ。次なる巡造に合せて。善成の善と見へき事。云も更なり。借右に國中所^レ未^レ成とあるは。國體の未善成^{ざる}を云ひ。此に能巡造は。國體を已に善成し給へる義なり。と云り。○至及磐石草木云々。私記に強暴を。之非安只加留と訓み。又一本に安之安只加留と訓りと雖。本にアシカルと訓るに従ひて訓へし。古寫本共には。此二字をアヲカルと訓るもあり。借此は荒振神の。荒芒^る事と。磐石草木の言語を爲すと。一速^{ふる}世中の狀を。威能云々とは宣へるなり。纂疏に。木石強暴。謂雖^レ爲^ニ無情草木^一。皆其精靈依^レ之也とあり。然る言なり。○遂因言は。其天下に在と在る諸神の。悉に和順^ひ奉る時なるを以なり。○理此國は。下に理^ニ天下^一とある是なり。

袁佐牟と云語は。此にては。天下を政^たせ給ふ御事なれども。上中下に廣く亘りて。下として上に仕奉る事をも云ひ。上より下を使令^はせ玉ふ御事をも云ひ。自^{より}上下に及ぼして。泛^き事なるよしは。古書共に。此語の出たるを。見亘して知へし。此は重胤既に付て云。記傳に治とは。凡て物を兼指す。收め舉て。を得られさりけるなりと。同人云り。○唯吾一身而已。かく言^へと。本自荒芒云々とあるは。始^{少彦名命と}もに。造り給ひし事まで。係て詔^ふなるへし。さてかく自ら誇り給は。荒魂の進み給ふなり。荒魂とは。伊都速く荒け考合すへし。通證に。重遠曰。大己貴命雖^レ失^ニ少彦名之輔^一。曾不^ニ少屈^一。獨降^ニ伏諸國^一。莫^ニ敢不^レ服^一。因自贊^ニ功業之盛^一。矜誇大言。旁若^レ無^レ人。其氣象可^レ想焉。と云り。此を誇言に非ずと。重胤は云へれど。重遠の説の如く。此神の御氣象。實にかく有へき也。

于^レ時神光照^レ海。忽然有^ニ浮來者^一曰。如吾不^レ在者。汝何能平^ニ此國^一乎。由^ニ吾在^一故。汝得^レ建^ニ其大造之績^一矣。是時大己貴神問曰。然則汝是誰耶。對曰。吾是汝之幸魂奇魂也。

神光照海は。平田翁云。記に豊玉毘賣命^取大龜。而光^ニ海原^一。云々參來。また肥長比賣光^ニ海原^一。自^レ船追來。などもあり。皆御魂の進む時に。かゝる神光あり。と云り。○有浮來者。これ大己貴神の。和魂の顯れ給ふなり。此事次に云。和魂とは。平穩しく。和しき御魂をいふ。此事もなほ次に云。此浮來らせ玉ふ大神の御事を。地神本紀に。

遂到_ニ出雲國五十狹々之小汀_ニ而興言曰。云々于_レ時神光照_レ海。忽以踊_ニ出波浪_ノ末_ニ爲_ニ素裝束_ノ持_ニ天
 魁槍_ニ有_ニ浮歸來者_ノとありて。少彦名命の依來坐ると。同地なる事は。聊疑はし。○如吾不在者云々。
 重胤云。此より得_レ建_ニ其大造之績_ニ矣。まて一段の文は。國平の御政と。國造りの御事とを。並舉て。
 其御功業を悉くに。助成し給へる由を。示し教させ玉へる所なるか。記には此文なくして。其神言。
 能治_ニ我前_ノ者。吾能共與相作成_ニ。若_レ不然者。國難_レ成。の御言を被_レ載たり。何れか異傳なると。見
 以行くに。同じ一聯の語なるを。互に相脱せるにて。此に相續く文なりけり。然るは此に始て。御形
 を現はさせ玉へる上は。必其治奉らむ。以後の事を。詔ひ掟させ玉はずは。得有へからざる理なるを
 思ふへし。然して御名を令_レ問て。幸魂奇魂に御座す由を。告聞えさせ玉はむ。この御事とこそは。
 見えたりけれ。但其語の上に。於是大國主神愁而告。吾獨_レ何能得_ニ作此國_ノ。孰_レ神與_ニ吾能相_ニ作此國_ノ
 耶。と云文有は。上に注る如く。其は少彦名命の。常世郷に渡り坐ける時の御歎きにて。其孰神與は。
 少彦名命ならぬ。何_レ神をは。俱に爲_ニさせ玉はむと。云義なりければ。甚_レ已_レき程の御事にて。此に自
 後國中_レ未_レ成者。大己貴神獨能巡造。と云よりは。遙に以前の御事なるを。其より續けて。是時
 有_ニ光_レ海依來之神_ニ云々とあるは。決めて其間に。脱文有か故なり。此所凡ての事は。紀の方甚悉し
 ければ。此を本として。記は其缺を補へくそ有ける。と云り。さて大造之績は。纂疏に大造者。造_ニ爲_ニ
 天下之大_ノ也。績功也。通證に。謂_ニ經_ニ營_ニ天下_ノ之大功_上也。今按。大造訓爲_ニ大凡_ノ績訓爲_ニ勞_ノとあり。

大凡とは。細碎の事には拘はらず。規模の廣大なるを云。永正本。鎌倉本。秘閣本などには。此
 二字オホキニツクルと訓り。されどなほ。本に據るべきか。但し續はイサツと訓てあるへし。○然則汝是誰耶。重胤云。然則
 は。其神の御言に。如吾不在者云々。由_ニ吾在_ニ云々。と詔玉ひて。相共與に。物爲させ玉ふ如く。
 詔給へるか。不審しく。所思すに依て。問奉らせ給へるにて。次に唯然_ニ適知_ニと云に係合ふ文なり。
 汝是誰耶。此時は大己貴神を除て。其上に勝_ニ給_ニ大神_ノの。御在坐へく思ほしたらさりけんから。然_ニ无_レ禮
 けには宣へるなり。然らざる時は。記詞志比宮段に。今如此言_ニ教_ニ之_ニ大神者_ノ。欲_レ知_ニ其御名_ノとあるを。
 神功紀に誰_レ神也。願_レ欲_レ知_ニ其名_ノと書されたる如く。此にも必有ぬへき御事なりかし。と云り。さ
 て此は。御自の和魂なりとは。知_レ看_ニさて。問_ニ給_ニ事_ニなるか。平田翁云。凡人といへとも。量_ニ々_ニ從_ニひ
 て。此二魂はあるを。其魂の強く凝_レれるは。體より分りて。種々の靈異を。顯すことあり。神世の
 大神の大神等は。皆其御魂の。大きに坐ます中にも。大國主神などは。其魂の殊に大きく。凡人の魂
 に比へては。幾萬倍の大なりと云こと。知へからず。是を以て。殊に御魂を凝し玉ふともなく。其荒
 魂和魂の分りて。別神の如く。本體に向ひ立て。互に物言交_ニし玉_ニへる事も。ありしなり。と云り。○
 幸魂奇魂也。口訣云。幸魂奇魂者。一魂兩化之名。即天之所_ニ以_ニ命_ニ我_ノ。而爲_ニ一身之主_ノ者也。武野云此
 引るとは。と云れたるか如し。記傳云。此は共に和魂の名にて。幸魂とは其徳用を云なり。二魂にはあら
 ず。幸魂を荒魂とし。奇魂を和魂とするは非なり。其故は若_ニ二の魂_ニならば。二神と現れたまふへきに。今現たまふ神は。一柱な
 り。且出雲國造神賀詞にも。倭の大美和に祠るは。此神の和魂とこそ見えたれ。さて幸魂とは。私記

に是、左支久阿良之无留魂也。と云て。字の如く。其身を守りて。幸あらずる故の名なり。神功卷に和魂も。幸魂の徳用なることをさされ。守命。ある是其なり。是にて。奇魂も。字の如くにて。奇靈徳を以て萬事を知識辨別て。種々の事業を。成さしむる故の名なり。萬葉五に。可武佐備伊麻須。久志美多麻。とあるは。石を磨て奇玉と云。さて今大國主神の。己命獨して。此國を得作竟じと憂賜ふは。紀に理。此國。唯吾一身而已。たゞ荒御魂のみすくみて。和御魂の乏しかりしなり。故今神産巢日神の御量にて。萬事を成しむるは。別に其和魂の御形を現はして。如此示し教へしめたまふなり。かくて此教の隨に。齋祠りたまふに因て。和魂満足し榮坐て。其身を守り幸へたまひ。奇靈き徳を以て。遂に天下を作竟しめたまふ。故是を幸魂奇魂とは云なりけり。と云り。さてかく幸魂奇魂の。顯身と成玉ふ事は。則此神を齋き祭る。三輪の大神の。壯夫に化坐て。活玉依比賣に。婚坐しことあり。其外も。神社に齋く神靈の。顯身に成て。人に見え給ふ事などあるもて。知るへきなりと。平田翁の云れたるか如し。

大己貴神曰。唯然。廼知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。對曰。吾欲住於日本國之三諸山。故即營宮彼處。使就而居。此大三輪之神也。

唯然。二字本にシカリと訓めれと。永正本秘閣本には。シカナリとあり。明應本鎌倉本等に。ウヘシカナリとよめるに従ふ。平田翁云。然とは。實に然に在けりと。諸ひ悟り坐るよしの御語にて。依來坐る神は。今かく別に現れ御座せと。實は御自身の御魂の。御軀を分かり坐るなる故に。吾是汝之幸魂奇魂也。と云ふ御語を聞看ては。然すかに。御心に慥に應へて。實に然ありけりと。悟坐るなり。廼知と詔へる御言に。心を付けて。此旨をおもひ辨ふへし。然るは古くも今も生靈とて。人の魂の。軀を分りて。奇靈なる靈を成こと。多かるに準へて。此の有狀をも。曉りぬかし。と云れたり。○今欲何處住耶。記云然者治奉之狀奈何とあり。其は其神言能治我前。者。云と云へる故に。然者云と。問玉へるにて。よく通えたり。今は上にさる御言もなくて。今欲何處住耶と。問給へるは言足はず。いかくに聞ゆ。必上に記の如き文あるへきなり。なほ重胤説に此は風神祭詞に。我御名者天乃御柱乃命。國乃御柱乃命止。御名者。悟奉氏。吾前奉半幣帛者云々。品々乃幣帛備氏。吾宮者朝日乃日向處。夕日乃日隱處乃。龍田乃立野乃小野爾。吾宮波定奉氏。吾前乎稱辭竟奉者云々。悟奉支。とある意味に。同じき所なり。然れば記に。然者治奉之狀奈何と有り。其御在所を定めて。實奉らせ玉ふのみならず。其幣帛の御事までにも。係て問奉らせ玉へるにて。此に今欲何處住耶と有よりは。少か委き狀なりかし。ともいはれたり。○日本國之三諸山。記には倭之青垣。東山上とあり。日本は。幾内の大和國なり。幾内の大和國は。大倭と書く例なり。日記傳云。三諸山は即本とあるは取はつしての事なるへし。三諸山は即三輪山の事なり。まつ御諸は。御室にて。凡て神社を云。朝倉宮大御歌に。美母呂能伊都加斯賀母登。又美母呂爾。都久夜多麻加伎。萬葉に。吾屋戸爾。御諸乎立而。などある。是なり。さて御室と云名義。御は尊稱。室はもと樹の森より出て。隠りかなる義なり。さるは上古には。神の社と云もの。後世

の如くはあらずして。多くは樹の繁り隠りかなる所を。神靈の憑りとなしたまふ。其より移りて。神社の奥殿をも。室とは云るなり。この三輪山などは即其にて。後世までも神殿なし。これ御室の本義なり。また神籬ヒモロキと云も同じ。そのよし下卷の一書に委く云り。さて三輪山を。御諸山と云るは。此を始にて。記紀に見え。繼體卷歌に。美母呂賀宇倍邇能煩理多知。とあるも。山とは云はねど。此山之事と聞ゆ。萬葉に。三諸之神之。神須疑。又味酒三室山。などよめるも。此山なり。さて三諸とは。右に云る如く。何處にまれ。神社の事なるに。此山にしも其名を負るは。取分て此大神を。尊崇めるからなり。今京にて。祭といへば賀茂祭り。山と云へば日枝山なるか如し。とあり。○營宮彼處は。營宮於三室山ニなり。重胤云。此神の現出坐しは。出雲國五十狹々小汀なるを。其乞し賜へる御言の任に。大己貴神の供奉り玉ひて。治奉らせ賜へるなり。大三輪鎮坐次第には。此を宮と云すして。營御室と云換へつ。神宮の事を御室と申せるにて。天孫降臨章に。謂ゆる神籬ヒモロキ是なり。其は崇神天皇六年に。倭笠縫カサヌヒ邑仍立磯城神籬ヒモロキとあるは。儀式帳に謂ゆる美和乃御諸宮の御事なり。記の大御歌美母呂爾。都久夜多麻加伎。萬葉に三諸著は。御室築にて。神の御座として。御垣を結廻らし仕奉る由なり。偕其御室と云事の起はしも。出雲風土記大原郡御室山云々。神須佐乃乎命。御室令造給所宿。故云御室と有か如くして。本臥房ヨトノの稱なり。和名抄に。室白虎通云。黃帝作室以避寒暑。和名無呂と有も。其天下に臨む正寢には非ずして。此も寢室ヨトノを云と聞ゆ。綏靖紀なる。片丘大窰カタノ。天武紀なる御窰殿前。また御窰院と有など。共

に内々の方なる。臥房の事と所見たり。彼新室稚室などの室も。其寢臥る料に作る義なるへきは。本よりにて。上件神社の御事を。御諸と申も。其齋祠る神靈の。人にて云はく。臥房などのさまにて。内々の御住處と成し玉ふ謂にて。其事異なりと雖。其趣同しかるへし。と云れたり。さて又御室を神社と云にも。大御のある事を。辨へられたる説に。一には彼賢木を刺立て。直に神の御室と爲る者有り。二には神木を直に御室と云なり。三には垂仁紀に。熊神籬とある是なり。四には萬葉に五十串立。神酒座奉とある。五十串も。右の神籬の例なめり。五には。此に即營宮彼處とあるを。鎮坐次第に。營御室於大倭國磯城縣青垣山云々。號曰御室山。と有即これなり。六には神垣を以て。直に御室と云なり。とて委く云れたり。今は其要のみ取れり。さて又此社の事に就て云れたるは。鎮坐次第に。當社古來無寶倉。唯有三箇鳥居而已。興津磐坐大物主命。中津磐坐大己貴命。邊津磐坐少彥名命。とあるか如く。上古より以降。唯右の磐坐有のみにして。寶倉の設非りけり。其下文の神託に。今少彥名命來臨吾邊津磐坐云々とありて。其磐坐即磐境の事にして。神の御座所なるものなり。同書に。腋上池心宮御宇天皇御世。神明憑吉足日命曰。吾國造大己貴命也。云々令造瑞籬奉齋。隨神託立瑞籬於大三輪山。令崇齋大己貴命大物主命。と有る。令造瑞籬奉齋焉は。上古御鎮坐の初を云ひ。次に隨神託。立瑞籬於大三輪山と云は。其孝昭天皇の大御世なるか。共に瑞籬と有て神殿と云さるは。其瑞籬を以て。御室と爲させ玉へるなりけり。故美母呂爾。都久夜多麻加伎。と詠るは。神の御室に。玉垣を築くと云事にて。其瑞籬を立るを云なり。神樂神歌に。神垣の御室の山のと有も。御諸山は。神垣を以て。神殿と爲る意味と所見たり。然れば右は有三箇鳥居而已。とある鳥居は。其神垣に著たる者にて。上古に瑞籬と云は。此御垣を云と所見たり。但御垣は。御殿

有る其外を圍む物也ければ。御室とは云へからざる如く。一應は思ふ事なれども。御室は神靈の其中に隱り御座に云れば。其形に拘るへきには非ず。他社にては。神殿の設有を。此には瑞籬を以て。寶倉と爲させ玉ふ所以に。本著て考されは。得知られざる事なるを思ふへし。然して此築廻らせる瑞籬は。即御室にて謂ゆる神籬の御事なり。又右の磐坐は即磐境にて。神の御坐也けるか。奥義抄に。祭日三箇の茅輪を岩上に置いて祭ると云れば。此は上代に茅又下菅を敷て。御座を装ふ例を以見るに。此社は神殿をは構られずして。彼天津神籬。天津磐境を起立て。祭らせ玉ひ來る。御事になん有ける。但崇神天皇八年に。以大田々根子。令祭大神云々。即開神宮門而幸行と有て。此に三輪の殿戸を誦み。又記の同段。從系尋行者。至美和山而留神社と有て。古記の趣は然なるに。猶紀略に。一條天皇長保二年七月十三日。奉幣二十一社。依大神社實殿鳴也。有辭別と見えて。神社の御座しける由なるに。右の大三輪神鎮坐次第の奥に。嘉祿丙戌之歲。仲冬十九日とありて。撰者の名を書きける。又貞和二年十二月朔日。出雲標大三輪君判。と云典書ありて。其文に。此書有他家採納家。然後北畠大納言殿。今出河守相殿。參詣之時。此書を御覽有て。被仰て云ふ云々。若大三輪氏傳學之人。所爲歎云々。と見えたり。嘉祿は後堀川天皇の大御世にして。丙戌は其二年に當れば。其貞和より凡百三十年も以前に。書せるなりけり。其長保よりは。僅に二十年程の隔なるに。當社古來無寶倉。唯有三箇鳥居而已。と有て。然計の傳を失ふ間ならざれば。其實殿鳴動と云は。今云ふ幣帛を以て。祭祀の場と爲る事なれば。其云にやあらむ。且上古に神社と云しは。其瑞籬を云ふ事。右に注る如くなれば。宮殿の事を云には心得有へく思ゆ。と云れしは。いと委しき考ともなり。○使就而居。就は私記に。由岐豆と有り。四神出生章就候之。神武紀不成就而都之乎。などある其例なり。使居は件の幸魂奇魂の神を。出雲より出立し遣て。三諸山に處を得させ玉へるなり。○大三輪之神也。鎮坐次第に見えて。上に出せり。右の大國主命の和魂の。此社に鎮坐る由縁は。事をは皇孫命に事避り奉り玉ふ時に。皇孫命の近守神にて。己命の和魂を大御和に坐奉り玉へりとはあるは。傳の異なるに似たれど。然には非ず。此は本居翁の説に。天下に國はしも多なるに。今かく倭國にしも。齋祀れと留玉ふは。後遂に皇孫命御世々々の。近守神と成坐むの御心なりしこと著明ければ。かの神寶詞。かくて三輪といふ名義は。記に崇神段に。大物主神活玉依毘賣に。感給ひて。夕毎に供住給ふ時。其父母其女に誨へて。閉蘇紡麻を針に貫て。神夫の衣襦に刺しぬき。さて旦時見しかは。針著たりし麻は。戸の鈎穴より引通り出て。唯遺れる麻は。三勾のみなりき。こゝに鈎穴より出しさまをしりて。糸の隨々尋行しかは。美和山に至りて。神社に留まりき。故其麻の三勾殘れるによりて。其地を美和と云とあり。然るにまた神酒の義を以て説へき一義あり。重胤云。抑神酒と云言はしも。崇神天皇八年以高橋邑人活日。爲大神之掌酒。冬十二月乙卯。天皇以大田々根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。献天皇。仍歌之曰。許能瀨根波。和餓瀨根那羅。椰磨等那殊。於朋望能農之能。介瀨之瀨根。伊句臂佐。伊句臂佐。如此歌之宴于神宮。即宴竟之諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能。阿佐妬珥毛。伊弟氏由介那。瀨和能等能渡鳩。於茲天皇歌之曰。宇麻佐階瀨和能等能。云々とある。此意を説て。其義を得へきものなり。右の歌に。此神酒は我みきならずは。神功皇后壽觴の大御歌にもあり。上古に其神の。此に神酒を醸し玉へりし。故事の有を立て。今仕奉る神酒も。我か釀成す所と雖。實には其大神の助令成玉へる物そと。壽稱へ申せるなりけり。其神功皇后の大御歌。記なると少異なる所有と雖。是も其神酒を。少彦名神の御上に。託たる

を配せ祭りて。三坐と爲たりし事。鎮坐次第に見えて。上に出せり。右の大國主命の和魂の。此社に鎮坐る由縁は。事をは皇孫命に事避り奉り玉ふ時に。皇孫命の近守神にて。己命の和魂を大御和に坐奉り玉へりとはあるは。傳の異なるに似たれど。然には非ず。此は本居翁の説に。天下に國はしも多なるに。今かく倭國にしも。齋祀れと留玉ふは。後遂に皇孫命御世々々の。近守神と成坐むの御心なりしこと著明ければ。かの神寶詞。かくて三輪といふ名義は。記に崇神段に。大物主神活玉依毘賣に。感給ひて。夕毎に供住給ふ時。其父母其女に誨へて。閉蘇紡麻を針に貫て。神夫の衣襦に刺しぬき。さて旦時見しかは。針著たりし麻は。戸の鈎穴より引通り出て。唯遺れる麻は。三勾のみなりき。こゝに鈎穴より出しさまをしりて。糸の隨々尋行しかは。美和山に至りて。神社に留まりき。故其麻の三勾殘れるによりて。其地を美和と云とあり。然るにまた神酒の義を以て説へき一義あり。重胤云。抑神酒と云言はしも。崇神天皇八年以高橋邑人活日。爲大神之掌酒。冬十二月乙卯。天皇以大田々根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。献天皇。仍歌之曰。許能瀨根波。和餓瀨根那羅。椰磨等那殊。於朋望能農之能。介瀨之瀨根。伊句臂佐。伊句臂佐。如此歌之宴于神宮。即宴竟之諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能。阿佐妬珥毛。伊弟氏由介那。瀨和能等能渡鳩。於茲天皇歌之曰。宇麻佐階瀨和能等能。云々とある。此意を説て。其義を得へきものなり。右の歌に。此神酒は我みきならずは。神功皇后壽觴の大御歌にもあり。上古に其神の。此に神酒を醸し玉へりし。故事の有を立て。今仕奉る神酒も。我か釀成す所と雖。實には其大神の助令成玉へる物そと。壽稱へ申せるなりけり。其神功皇后の大御歌。記なると少異なる所有と雖。是も其神酒を。少彦名神の御上に。託たる

者にして。其意味相等しきは。大己貴神。大物主神。少彥名神。其々に各酒を醸し始させ玉へる。神等に御座ばなり。如此く。今成し行ふ事を。其事を始物し玉へる。神に係て。我功と成ざるは。我上古の風なり。故右の歌等に詠る味酒は。謂ゆる發語なる者なり。萬葉に味酒三室。山云々とあるも。三輪山と續けたるに同じ。味酒乎神名火山之と有は。味飯乎水爾釀成と有に同じ。味酒を醸む事を。神名火山に係たりし者なり。又通證に三代實錄曰。木苑宿禰之後。賜三味酒臣。儒宗傳曰。巨勢文雄之父祖。爲三祭酒正事三輪神。故以三味酒爲氏。とも所見たり。古の神酒を美和とも。美伎とも訓るに。舒明紀に神酒。和名抄祭祀具神酒和語云。美和。と見えたり。同じ神酒の字を。然二に訓る。美伎は御酒にて。其物を云ひ。美和は御穂にて。其器を云が。即其物名にも通はし云事をめり。水を美母比と云る。母比は碗にて。本器物の稱なるを。御水又主水など書て。水名と爲に等しかるへし。美和の和は穂また大鍋などの器の惣名冠字考説調考神。實詞後釋等の説。にて。和は輪をも丸をも訓む事なれば。穂鍋などの。底ある物にも。必通はして云へき理なるものなり。然らば御穂と心得へし。神寶詞に天能穂和とある。は。別意あるへくおほゆ。と云れたるは。酒を美和と云言義なるか。なほ傳しては。伊和とも於和とも云ひ。又字和とも云しよしなど。委く云れた。此の三輪も。大神の御酒を醸り給へりし。古事に起れる名なるへし。綜麻の三勾と云説は。記の傳なれど。あまりに浮たることにて。かつ疑はしきよしもありと。雨風の辯もあれと。今はふけり。

此神之子。即甘茂君等。大三輪君等。又姫踏鞴五十鈴姫命。

此は上に擧たる文の終より。此神之子即云々と續く事なれども。甚く言足はさる心ちず。此神之子の下に。某神と云有て。即甘茂君云々と續く時は。此まゝにても通えざるにはあらず。さて其神は。崇神紀に。大田々根子父大物主大神。母活玉依媛云々。又大田々根子。今三輪君等之始祖也。とあれば。其をこゝにも云るなるへし。されど大田々根子は。まことには大物主大神七世の孫に當れること。次に辯へ云か如くなれば。なほいかゝなる記しさまなり。これ通證に。子猶云子孫一也。とあるは。甚しき非説なり。○此神之子。本に之を無に誤る。今纂疏又其餘の本ともに據て改む。さて此神之子とは。大物主神の直の御子と申すなり。次に姫踏鞴五十鈴姫命も。實の御子に坐ばなり。偕其御子と申すは。實は櫛日方命とも。櫛御方命とも申して。檀原宮朝に申食國政大。夫となり玉ひし人なり。其より七世孫。大田々根子命。即此に擧たる二氏の祖なり。其大田々根子命の出自は。まつ崇神紀には。大田々根子父大物主大神。母活玉依媛。亦云。奇日方天日。方武茅淳。女。とあり。古事記には。大物主大神。娶三陶津耳命之女。活玉依毘賣。生子名。櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建甕桃命之子。意富多々泥古とあり。此櫛御方命と。右の奇日方天日方とは。同じ人にあらず。奇日方天日方命は。事代主命の御子なり。姓氏錄石邊公下に。大物主命男久斯比賀多命と見え。又狛人野の下に。大物主命兒。櫛日方命と有り。大三輪鎮坐次第には。大物主神活玉依姫に合て。生兒櫛日方命。畝傍檀原宮御宇天皇。殊爲三申食國政大夫。是賀茂大三輪君等遠祖也。とあり。さて其奇日方天日方命をは。地神本紀に。事代主神化爲八尋熊罴。通三三島溝

杭女活玉依姫イサマヨリヒメ生兒ウマコとあり。此は御母の御名たかへり。玉櫛媛タマシロヒメとあるへきなり。鎮座次第も同じ傳にて。三島溝ミツノ概耳カハミミ小女コメ玉櫛媛タマシロヒメに合て。生天日方命アムヒカタノミコ賀茂主カモヌシとあり。又地神本紀に。再代主命ノボロノミコ子天日方奇日方命ミコノノボロノミコ亦名阿田都久志尼命アタツクシニノミコとあり。これを大物主命の御兒の。櫛御方命シロヒメノミコと。まかふへからず。儲志タケか見る時は。姓氏錄シナジ。大和仁古大國主神六世孫。阿太賀田須命アタカヘタスノミコ之後。又河宗像君大國主命六世孫。阿田賀田須命アタカヘタスノミコ之後也。とあるを。地神本紀に。八世孫阿田賀田須命アタカヘタスノミコと有り。此は素戔嗚尊スサノヲよりの數なれば。大己貴命オホニギノミコよりは七世とありて。たかへるか如くなれとも。大物主命オホモノヌシノミコを。一世の數に入れて數ふれば。姓氏錄シナジに。六世とあるに同じ。また鎮坐次第に。大物主命五世孫武飯片隅命タケイヒカタノミコとあるは。前後の神を除きて。中を五世と云るなれば。これも同じ。いづれも世數よく合り。さて甘茂三輪二氏の出自を注するに就ては。其世系を先此に出すへし。地神本紀云く。三世孫天日方奇日方命アムヒカタノミコ。亦名阿田都久志尼命アタツクシニノミコ。○武鄉タケノ代主神の御子なればなり。此命娶日向賀牟度美良姫カムトメノミコ。生一男。四世孫健飯勝命タケイヒカサノミコ。此命娶出雲臣女子沙麻奈姫サマナノミコ。生一男。五世孫健甕尻命タケイヒカシノミコ。亦名健甕命タケイヒカシノミコ。亦云健甕之尾命タケイヒカシノミコ。此命伊勢旆主イセノミコ女賀具呂姫カケコロノミコ爲妻。生一男。六世孫豐御氣主命トヨミケノミコ。亦名健依命タケイヒノミコ。此命紀伊名草姫ナカクサノミコ爲妻。生一男。七世孫大御氣主命オホミケノミコ。此命大倭國民磯姫イソノミコ爲妻。生二男。八世孫阿田賀田須命アタカヘタスノミコ。和邇君ニギハヤヒノミコ。次健飯賀田須命タケイヒカヘタスノミコ。此命鴨部美良姫カモベノミコ爲妻。生一男。阿田賀田須命アタカヘタスノミコは。兄イモ保兩氏の祖と成て。別に成て。弟に健飯賀田須命タケイヒカヘタスノミコなん。甘茂君大輪君の祖と成。成られたりし者なりける。斯れば。八世正統は健飯賀田須命タケイヒカヘタスノミコなるか。鎮坐次第に。大物主命五世孫武飯片隅命タケイヒカタノミコと有は。姓氏錄シナジに其兄吾田片隅命ミカタノミコを。大國主命六世孫と有に合はす。五は六を誤れる

九世孫大田々オホタタ禰古命ニギコノミコ。亦名大直オホナカ禰古命ニギコノミコ。此命出雲神門臣女美氣姫ミケノミコ爲妻。生一男。十世孫大御氣持命オホミケノミコ。此命出雲鞍山祇姫ササノメノミコ爲妻。生三男。十一世孫大鴨積命オホカモツキノミコ。此命磯城瑞籬朝御世ミソキノミコ。賜賀茂君姓カモツキノミコ。次大友主命オホトモノミコ。此命同朝御世賜大神君姓オホカミノミコ。これ其世系なり。次々に云へし。○甘茂君は。地神本紀に見えたる文右に引り。即姓氏錄シナジ。賀茂朝臣大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田々禰古命オホタタニギコノミコ孫。大賀茂都美命オホカモツメノミコ。一名大賀奉齋オホカモツメノミコ賀茂神社カモツメノミコとあり。此は大國主神之後也とあるに。此世系に。記に意富多々禰古命者オホカモツメノミコ。神君鴨君之祖とあり。鴨は地名にて。大和國葛上郡の鴨に因れり。其大田々禰古命オホタタニギコノミコは。九世孫なりければ。十一世孫大鴨積命オホカモツキノミコは。其孫と書せるよく合へり。奉齋賀茂神社オホカモツメノミコは。鎮坐次第に。葛城賀茂神社カモツメノミコ八重事代主命也。大己貴命之子。母曰三神楯媛カミヤタノミコ。云々。瑞籬宮御宇天皇御世。大田々根子命孫オホタタネノミコ。大賀茂祇命オホカモツメノミコ。承勅立社於葛城邑賀茂地オホカモツメノミコ。奉齋事代主命オホカモツメノミコ。仍賜賀茂君氏オホカモツメノミコ。とある是にて。式に謂ゆる大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社三座オホカモツメノミコ。並名神大月オホカモツメノミコ。次相嘗新嘗オホカモツメノミコ。とある御社なり。重胤云。瑞籬宮御宇天皇御世云々。承勅と云は。其七年紀に。定天社國社。及神地神戶オホカモツメノミコ。とある此時の事なるへし。さるは出雲神賀詞に據るに。大物主神の大三輪に鎮坐すと一時に。彼式に所謂葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社四坐オホカモツメノミコ。並名神大月オホカモツメノミコ。次相嘗新嘗オホカモツメノミコ。は。已く鎮り坐しけるにて。記に此之阿遲組高日子根神者オホカモツメノミコ。今謂迦毛大御神オホカモツメノミコ者也。と有る本よりの鴨神なるを。又此に事代主神をしも。同じ鴨の地に。令祀給へるは。神代より以降。此事代主神は。大物主神に屬て。共に大三輪に御坐しけるを。神託などの御事に因て。此地には遷奉らしめ給へるにこそ有けぬ。

此二座の内今一所は。通證に。神屋楯比賣命に。御座へき由云るは。然る事にて。鎮座次第にも。右の如く。葛城賀茂神社。八重事代主命也。大己貴命之子。母曰神楯媛。と書せるを。其大己貴神はしも。大物主神と共に。大三輪に御座すを以思ふに。其御祖神屋楯比賣命と。御子八重事代主命と共に。此に鎮座へからむ事。決き者なりかし。和名抄同郡上鳥下鳥の二郷有り。決く上鳥下鳥郷なるにて。今此社御所村の西角に在て。下鴨社と申す由なるか。神名式に鴨都波と有る鴨字を。志母都加毛と訓を習なるは。右の高鴨社の上鴨社なる對にて。郷廢れて今は下鴨と申す社名のみ遺れりと雖。此を以て。其郷の所在を正に知へくなむ有ける。然らば右の上鳥下鳥は。加美都加毛。志母都加毛とは。古に唱たりけらしと云り。偕此氏。紀には。歴世の中に見えず。天武紀元年に始て出たる鴨君蝦夷は。壬申の功臣なり。其十三年十一月鴨君賜姓曰朝臣とある。是其功に依て。君姓を改めて。朝臣姓に成されたるなり。此氏人續紀續後紀に見えたるうち。續紀神護景雲二年十一月。從五位上賀茂朝臣諸雄。從五位下賀茂朝臣田守。從五位下賀茂朝臣萱草。賜姓高賀茂朝臣。とあるは。高鴨神を土佐より大和に迎奉る由にて。高賀茂朝臣の姓を賜へるなり。續紀に。天平寶字八年十一月。復朝高鴨神於大和國葛上郡。高鴨神者云々。賀茂朝臣田守等言。昔大泊瀨天皇獵于葛城山。時有老夫。每與天皇相逐爭獲。天皇怒之。流其人於土左國云々。於是天皇乃遣田守迎之。令其本處。此氏高鴨神をも嗣りしなりけり。偕本の任に。賀茂朝臣なりしもありて。此より二統に分れたり。右件壬申の功に因て。賀茂朝臣の姓を賜ると雖。其一家のみ然有しにて。支流の家々は。猶鴨君なりしにこそ。文武紀以下の史にも見えたり。なほ此外に。此氏より出たる。伊豫賀茂朝臣。賀茂役君。鴨部祝。鴨部等。世々の史に見え。又後に鹿滋氏と稱するもあり。處せければ今いはず。

○大三輪君は。和名抄大和國城上郡郷名大神於保無和。美を無と云る。式にも大神とあり。此氏は。崇神紀に。七年十二月。天皇以三田々根子令祭大神。所謂大田々根子今三輪君等之始祖也。とあり。記にも意富多々泥古神者。神君鴨君之祖とあり。姓氏錄大和神別。大神朝臣素佐能雄神六世孫。大國主神之後也。又攝津神人。大國主神五世孫。大田々根子神之後也。又神直同上とあり。但其世數の事は。上に委しく辨へたる如く。大國主神より。大田々根子神に至るまで。其實は七世なり。鎮座次第に。大田々根子神。中。勅爲三神主。賜大三輪君氏。其子孫永任其職。と見えたり。其子大御氣持神も。其職に仕奉りけん事。云も更なり。此神の子三人有る中に。兄大鴨積神は。賀茂氏祖なり。弟田々彦神は。神部直。大神部直の姓を賜はる。其中なる大友主神也。大御氣持神に繼て。其職には仕奉られける。地神本紀に。大友主神。磯城瑞籬朝御世。賜大神君姓。とある是なり。若て右の鎮座次第に。大直禰神社大田々根子神也。大物主神五世。櫛日方命。武敏勝命。武靈尾命。武靈依命。武御皇立命。孫。武飯片隅神之子。母美良媛。土左賀茂部臣之女也。磯城瑞籬宮御宇天皇。七年十二月勅爲三神主。賜大三輪君氏。其子孫永任其職。志賀高穴穗宮御宇天皇御世。大三輪君大友主神。依靈夢立社奉齋之。俗云。と有は。成務天皇御世の事なり。また春日三枝神社。媛蹈躰五十鈴媛命也。小墾田宮御宇天皇御世。大三輪君白堤。承勅。立社於春日邑。率川坂岡兩所。奉齋媛蹈躰五十鈴媛命。大物主命也。平城宮御宇天皇御世。益造兩社之相殿。爲三座。又始行三枝祭。是大三輪氏長奉仕之。と有る。此事大倭

神社注進狀にも見えたり。重胤云。此氏天武紀に至りて。其統脈三流有る事見えたり。一には大三輪君なり。其元年六月に。乃令吹負^{フタヒ}拜^ヒ將軍。是時三輪君高市磨呂^{タケチマロ}云々。群豪傑者如^レ響。悉會^ニ將軍麾下^ニ云々。其十三年十一月。大三輪君賜^レ姓曰^ニ朝臣^トとあり。是此氏の正流なり。武部云。元明紀に。大神朝臣忍人為^ニ氏上^トと云事も見えたり二には其天皇元年に。伊勢國介三輪^ミ君子首^ミ及云々。此人後に諡曰^ニ大三輪^ノ眞上田^ノ迎^ノ君^トと有て。是迄は三輪君なりしを。大字を加給ひ。眞上田君の姓を賜へりしなり。武部云。清和紀に眞神田朝臣全雄賜^ニ大神朝臣^トと云事も見えたり三には猪子^{イノコ}は。其族なる由にて。記傳に其よしを詳に云れたり。武部云。大神引田朝臣清和紀に見えたり此大神朝臣の支別にして。已く別れたりし者なり。武部云。此より前にも。孝德紀大化元年に三輪栗原君あり。單に三輪君とも云り。此後には。神部直。大神大網造。大神掃石朝臣。大神栲田朝臣等の姓も。續紀以下の史。東大寺文書等に多く見えたり。これ此族なりさて又天平十九年四月。大神^{カミ}神主^{カミヌシ}從六位上大神朝臣伊可保。授^ニ從五位下^トと有て。此に神主の號始て出たり。此を以考るに。古へは大神朝臣の祖先より。大神^{カミ}大物主神社の神主を職として。朝廷にも仕奉れりけむを。此頃に至りては。其氏宗の人は。朝政を主として。仕奉れりけむから。公事に暇無し故に。其氏族の中より。別に神主と有へき人を擢て。仕奉らしめ玉へる者見えたり。と云れたるは然るへし。なほ此氏の支別に。伊和君^{イワノミコ}神人等^{カミヒト}あるを始として。諸國に在ゆる大神氏の事とも委しけれと。今は其要のみ出せり又大日本史氏族志に。大神氏之胤。世掌^ニ三輪神社之祀^ト。迨^ニ後世^ト。其統易爲^ニ山城鴨縣主之系^ト。鴨縣主系圖而其本族仕^ニ子朝^ト者世爲^ニ伶官^ト。大神系圖其爲^ニ武人^ト者。有^ニ日向白杵氏豊後緒方氏^ト最著。其後爲^ニ佐伯氏藤林氏^トなどあり。○姫踏鞴五十鈴姬命

は。次の又日には。事代主神の御子と爲し。神武紀綏靖紀にもしか記せり。安寧紀。又地神本紀にも同じ然るをこゝに。大三輪之神の御子と有り。記にも是謂^ニ神^ト御子^トと書して。美和之大物主神の御子なる由にて。此に又曰と有る傳と。相乗けるに就て。今此を訂し見るに。鎮坐次第に。復^ニ三島溝檝耳^ト大女踏鞴媛爲^ニ夫人^ト。或時媛爲^ニ大便^ト之節。大物主神化^ニ丹塗矢^ト突^ニ陰元^ト。爾媛驚^{キテ}乃將^ニ來^ト其矢^ト。置^ニ於床邊^ト。忽化^ニ爲^ニ美麗^ト壯夫^ト乃於^ニ奇御戸^ト爲^ニ起^ト而。生女名曰^ニ媛踏鞴五十鈴姬命^ト。於是天孫神日本磐余彥天皇云々。納^レ宮爲^ニ皇后^トと書して。また八重事代主命也。大己貴命之子。母曰^ニ神楯媛^ト。化^ニ爲^ニ八尋熊罴^ト。通^ニ三島溝檝耳^ト小女玉楯媛^ト。生^ニ一男一女^ト。是^ニ天日方命^ト。賀茂主命父五十鈴依媛命^ト。葛城高丘宮御宇天皇皇后。即磯城津彥天皇母と所見たる如く。條理分別るゝ時は。其混^{マカ}ふ方無くして。甚明らか^ニに聞ゆめり。然して其を約め云時は。三島溝檝耳命に。大女小女二柱御座しける中に。大女を踏鞴媛と申す。即記に謂ゆる勢夜陀多良比賣^{セヤタハラヒメ}の御事はなり。大三輪大物主神の御妻と成て。生坐る御子。即姫踏鞴五十鈴姬命にて渡らせ玉ひ。其少女玉楯媛命は。事代主神の后と成て。其生坐る御子。五十鈴依媛命に坐り。なほ重胤か此事を慥かに證して。式に大和國城上郡。狹井座大神^{サヤノ}荒魂神社^{アラミタマノ}五坐の御事を。大倭神社注進狀に。別社狹井神社。傳聞狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。相殿神四坐。大物主神。姫踏鞴五十鈴命。勢夜多良比賣。事代主神。とありて。下に神名帳曰。大和國添上郡率川坐大神御子神社三座と書して。右の大物主神。姫踏鞴五十鈴命。勢夜多良比賣の三神を。率川神と爲るに。其大神御子神と申すは。右の姫踏

輔五十鈴命を主として。祀れる由の社號なり。然して其事代主神は。三枝御子社一座とある。是にて。其三座の外なり。注進狀率川神社の別社に。三枝御子社九座。傳聞狹井神之子事代主神。神名帳曰。大和國添上郡率川阿波神社一座云々。即當社焉。と有て。此大神御子神社。阿波神社の二社を。狹井神五坐と。合せ祀れる者なり。右の如く悉く條理明らかなる上は。姫踏輪五十鈴姫命は。實に大物主神の御子に御座しますこと。更に疑なくも有ければ。此に大三輪之神の御子と有なむ。記と共に。甚々正しき古説と聞えたる。と云れたる然る説なり。さて此神の生出させ御座ける事件は。記白橿原宮段に。然更求下爲三太后之美人上時。大久米命曰。此間有媛女。是謂神御子。其所以謂神御子者。三島滄昨之女。名勢夜陀多良比賣。其容姿麗美。故美和之大物主神見感而。其美人爲大便之時。化二丹塗矢。自其爲大便之溝流下。突其美人之富登。爾其美人驚而。立走伊須々岐伎。乃將來其矢。置於床邊。忽成麗壯夫。即娶其美人一生子。名謂富登多々良伊須々岐比賣命。亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣。是者惡其富登云。故是以謂神御子也。於是其伊須氣余理比賣命之家。在狹井河之上。天皇幸行其伊須氣余理比賣之許。一宿御宿坐也。とある是なり。三島滄昨の事は下に云へし。勢夜陀多良比賣は。注進狀に引るには勢夜多良比賣と有て。陀字なし。多良を多々良の如く訓なるにこそ。鎮坐次第には。三島溝楸耳大女踏輪媛とあり。重胤云。名義。此の事實に合せて説へし。勢夜は進矢と云事にて。和名抄に征箭和名曾夜と有る。曾の征の字音より。轉たるならむかと思ひし

かとも。猶其も進矢の義なるなりけり。武郷云。曾夜は進矢にて。羽矢眞鹿兒などに對。陀多良は。其丹塗矢の立つ事にて。謂ゆる突其美人之富登と云ひ。其生奉れる御子の御名を。富登多々良伊須々岐比賣命。と申せる是なり。多々良の多知なる事は。萬葉に。陸奥之吾田多良真弓とあるを。古今集梁塵抄體源抄共に。安太知乃萬由美とあり。即其安太多良は。和名抄郡名に。安達安多と在る是なり。然る時は勢夜陀多良比賣と申すは。此に大物主神の丹塗矢に化て。娶給ひし。其所以に由れる御名なり。記傳に。勢夜は地名なるへし。聖德太子傳曆に。勢夜里と見えて。今大和國平群郡に。勢野村あり。是なるへし。と云れたれど。此程の神名に。地名を以て負する事をかりければ。此姫の住玉ひし地名となりけむから。右の如く勢夜里と云名は。有るへくそ所思えたる。と云り。五十鈴は。右の文に伊須々岐伎とある是なり。記傳に。即驚て立走るさまなり。大殿祭詞に夜女能伊須々伎。伊豆都志伎事無久とあるも。夜睡れるほどに。物に壓はれなとして。心さはき驚くを云て。同意なり。又同詞に。取葺計魯草乃噪伎古語云。蘇々伎は。亂れそくるを云て。此も事は異なれども。意は通へり。又萬葉十六に古部狹々寸爲我哉とあるも。少年のすゝるきさわくを云り。右の例とも以思ふに。伊は略ても云言なるへし。伎は語辭なり。と云れたるにて。其義を曉るへし。さて記に富登多々良とあるは。陰元立の義。比賣多々良は。細書に惡其富登云事。後改名者也。と注されたるか如し。伊須氣余理比賣は。伊須々岐の言を換たるにて。其意を別に稱奉ると聞ゆ。但注進狀に。記を引るには。

比賣多々良伊須々余理比賣と書し。次に出たるにも。伊須々余理比賣と有て。伊須氣を伊須々と換たれども。其は事代主神の御女なる。五十鈴依姫命の。御名と混れて。一に成れる者なり。若て此に姫踏躰五十鈴姫命と有は。五十鈴は。伊須々岐の岐を略きて申せるなり。其五十鈴依姫命の御名の。五十鈴には。別義あるへし。綏靖紀に云。

又曰。事代主神化爲八尋熊鰐。通三島溝織姫。或云玉櫛媛。而生兒。姫踏躰五十鈴姫命。是爲神日本磐余彦火々出見天皇之后也。

又曰は。山蔭云。一云とあるへき例なり。上の説と異なれはなり。抑此姫命を。大三輪の子といふは。神武卷と齟齬へれども。こゝは一書なれは妨なし。又事代主神の子といふ事は。神武卷に出たれば。こゝは同じ事の重なれるか如くなれども。化爲八尋熊鰐の事。かゝこには見えす。又溝織姫といふ名も異なれは。武郷云。被卷には。玉櫛媛とせり。こゝには其異説を擧られたるなり。と云り。さて上にも云る如く。此姫命。御父は大物主神。御母は踏躰媛におはしまして。即三島溝織耳神の大女なり。しかるを如何にしてか。其事混れて。其大女小女共に。事代主神に娶れ奉れる傳とはなれる者なり。然れはこゝに事代主神の。小女玉櫛媛をして。令生給へるは。五十鈴依姫命に坐るなり。さて大物主神の御女姫踏躰五十鈴姫命は。神武天皇の皇后と成て。綏靖天皇を生奉らせ玉ひ。事代主神の御女五十鈴依姫命は。綏靖

天皇の皇后と成て。安寧天皇を生奉玉ひ。鴨主命の女淳名底仲媛命は。安寧天皇の皇后と納坐て。懿徳天皇を生奉らせ玉へるなど。天照大神と。素戔嗚尊と。二柱の神の御末の一に成て。天下を持たせ給ひ。又其顯露事幽事の御上に取ても。止事なき所由の御座す。御幽契のある事なるへし。○事代主神。此紀には此神の生坐る御事を載られず。記また地神本紀に載たり。まつ記云。大國主神娶下坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命。生子阿遲鉏高日子根神。次妹高比賣命。亦名下光比賣命云々。亦娶神屋楯比賣命。生子事代主神。と有り。然るに地神本紀には。大己貴神先娶下坐三宗像奥津宮神田心姫命。生一男一女。兒味耜高彥根神。妹下照姫命。次娶下坐三邊都宮高津姫神。生一男一女。兒都味齒八重事代主神。次高照光姫大神命。とあり。此にては。奥津宮神。邊都宮神を。共に娶らせ玉へる趣なり。されど此三女神を。一柱に。大國主神に合奉給へるなり。さて事代主神。記に八重言代主神と見え。鎮坐次。姓氏錄に天之八重事代主神。首領と見え。地神本紀に。都味齒八重事代主神に作り。神名式には。都波八重事代主命。一本都とあり。借事代主と名を負坐る義は。平田翁云。代は岡部翁の神賀詞の解に。神の禮自利は。他の祝詞に。禮代とあると同一ことにて。利は留志にて。禮の志留志と云ことなり。紀に物實を。望能志呂。と云れつる意にて。事代は言の信なり。事と書るは借字なり。さて音信また信物など云。信字即て志留志の義なり。其は天孫降臨章に。此神の天神の命を。違奉らしと言。言の信に。其船を踏傾けて。青柴垣に隠り坐ればなり。と云るを。重胤云。事代主神と申奉るは。御父大國主神の和魂大物主神を。委しくは大物代主神とも。物代主神とも稱奉る。

雄略紀に。三諸岳神の御事を。或云此山之神爲大物代主神。神名式齊磨國安栗郡。大倭物代主神社なり。此御事の結ひとも申すへきは。天武天皇元年に見えたる文にて知らる。今略けり。 對へて申す御名にて。事と云は物の對にて。其物と云は體なり。事と云は其用を云事にて。和漢共に。古今に亘り。然る事誰しも能知れるか如し。代主は知主にて。此二柱神の相持別て。物を知と。事を知との御行事に因て。御名に稱奉れる者なり。故天孫降臨章一書に。是時歸順之主渠者。大物主及事代主神。乃合八十萬神於天高市帥以昇天云々。高皇產靈尊勅大物主神。中略 宜下領八十萬神。永爲皇孫奉護。乃使還降之。と有を。纂疏に。八十萬神皆統屬於大物主之神也。と注る如くにて。物を知と云義。此に在る事なり。若て記に。大國主神の國避の以前に。僕者不_レ得白。我子八重言代主神是可_レ白。と申玉へるは。即事を知らせ御座す謂。此に在り。又次に僕者於_三百不足八十垵手_二隱而侍_一。亦僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲_三神之御尾_二前_一而。仕奉者。違_レ神者非也。と白給へるも。其事を執持しめ給へるにて。事代主神と云所以を。述させ給へるなり。此御事の結ひとも申すへきは。天武天皇元年に見えたる文にて知らる。今略けり。 其率させ給へる百八十神は。御父大神に屬奉る御事なりければ。大物主神の所知看させ玉ふ御事は申も更なり。然れとも。其百八十神を進退し玉ふ御事は。事代主神の御職に御座なり。と云れたる方然るへし。偕其御名の八重と申し。また積羽と申す事のよしは。天孫降臨章に云ふへし。○化爲八尋熊鰐。重胤云。此に事代主神。化爲八尋熊鰐。通_三三島溝樞姫_二。と有に合せて。出雲風土記に。仁多郡戀山。郡家正南二十三里。古老傳云。和爾戀阿伊村坐神玉日女命而上到。爾時玉日女命。以_レ石塞_レ川。不_レ得_二會所_一戀。故云戀山。と有る和爾は。其

事代主命の化給へる事を。傳漏せるにや。阿伊村は。風土記より。後に郷名と成て。和名抄に阿位郷有る是なり。若て攝津國島下郡安威井_阿郷有に合ひ。神玉日女命と。玉櫛姫と。言相近きを思ふに。右は全く此の故事なる状なり。然れば此は出雲國にての。御事と爲へきにや。若て以_レ石塞_レ川と云は。神玉日女命は。當昔阿伊川に住せ御座ける_{オカミ}龍神なりし故に。事代主神八尋熊鰐と化て。水の任に沂らせ御座けんを。石を以て塞られ給ひし故に。其御心を得果させ座さりしを。後に三島に至りて。終に其妹妹の御語らひは成し故に。地名を負して。三島溝樞姫とは申すなるへし。偕女神の正身はしも。龍にて渡らせ給へるを。娶らせ玉ふ爲に。殊更に如此く御姿を變させ給へる事と所見たり。海宮遊行章一書に。豊玉姫神の御事を。化爲八尋大熊鰐。匍匐透蛇。また一書に。化爲八尋大鰐と見え。記にも化_三八尋和邇_二而匍匐委蛇_一。と有に。其正書には化爲_レ龍と有り。此を以て。龍と鰐とは。同種の物にて。龍の類なる證なり。武郡云。なほ此に攝津風土記。常陸風土記など引て。證されたる文あれども。今略けり。 和名抄龍魚類に。鰐和名和仁似鰐有_三四足_一。喙長三尺。甚利_レ齒。虎及大鹿渡_レ水。鰐擊_レ之皆中斷。と有て。猛き物なるか。漢籍に。此を鰐龍鮫龍なども云て。龍の屬と爲るも。然る言なり。猪八尋熊鰐と云ふ。八尋は尋常なるとは。殊更に大なる由なるか。熊は。熊鷹熊鷲熊笹など云類にて。勝れて物の形の大きく。且猛きを云る稱なり。記傳に。熊は獸中に猛き物なれば。其に進んで。猛き物をも云り。また久麻と云は。本より猛きを云言なるを。熊も名に負へるか。本末はしらす 此事をなほ深く思ふに。其始玉櫛姫命と申す。麗しき女神にて。御座しけむを。事代主神の婚給ふに當りて。其女神の辭退ひ申して。龍と成て去給ひし故に。事代主

神はしも。鰐と成て追奉らせ玉へりを見ゆ。然して其始て婚はせ玉へるは。出雲にての御事にて。其御合坐るなむ。攝津國の三島なりけらし。と云れたるは。稀有しく思依られたる説にこそ。○三島溝權姫は。神武紀に。三島溝權耳神之女玉櫛姫。と見え。地神本紀には。三島溝杭女活玉依姫と書し。此は此の古事と。大三輪の古事を。一。鎮坐次第には。三島溝權耳小女玉櫛媛と有て。上に大物主神の娶給へる。三島溝權耳大女踏鞮媛。と有に對られたり。三島は。攝津國の地名なり。大倭神社注進狀に。溝權姫攝津國三島之人。神名帳攝津國島下郡溝咋神社。と有り。其狀事代主神は。所謂三島鴨神社是なり。三島鴨神社は。伊豫國大三島なる。大山積神に坐すよし。三島は。後に二郡に分れて。島上島下と云。今も島上郡風土記に見えたり。事代主神も。後に合殿に坐するよし。三島は。後に二郡に分れて。島上島下と云。今も島上郡に。三島江村あり。溝權は。島下郡に溝杭莊と云あり。さて右の溝咋神社は。此姫神の本社なるか。今は溝杭莊なる馬場村牛頭天王社は是なり。と云り。又式に伊豆國賀茂郡伊古奈比賣命神社名神は。三島大社の當后神とあるを。扶桑見聞私記六十に。此神の事。神書に奉レ號ク。伊豆明神一名溝喰姫と云々。女體神と云り。と有て。古くより溝喰姫命と傳へたり。三島大社は。同郡伊豆三島神社名神大。月次新嘗。とある社にて。祭神大山積神に坐り。されと三島大社。當后神溝喰姫命と云傳あるを見れば。合殿に事代主神も坐すにや。攝津國三島鴨神社に。事代主神の坐からには。いかにもこの社によしありけなり。考へし。此事は平田翁の考もあれと。みなから信られず。此神の神異を顯はし玉へる事。後紀天長九年五月の條に所見たり。神階帳に。一品當后宮とあるは。同郡阿波神社名神を。續後紀に。阿波神者三島大社本后也。と有に對へたる稱なり。○玉櫛姫は。容儀を以稱奉れる御名とオホシキに就て考るに。神功紀に。事代主神の亦名を。於レ天事代。於レ虛事代。玉鏡人彦殿之事代

神と申奉る。玉鏡も此と同じく。其容儀の玉の如く。奇ク麗シき狀を以て。夫神を玉鏡入彦と申し。妻神を玉櫛媛と稱へ奉れる御名にも有へし。さて上にも引る地神本紀に。此媛の御事を。活玉依姫と有れど。其は御名の似たるよりの混ひにて。鎮坐次第に。三島溝權耳神の御女に。大女を踏鞮媛。小女を玉櫛媛と有て。大女は大物主神に。小女は事代主神に娶られ奉給へる。其生坐る御子は。天日方奇ヒカマ日方命に坐を以ても。明らか知られたり。○姫踏鞮五十鈴姫命は。上にも云る如く。此に事代主神の御兒と云は。又曰と書されて異説なり。記にも此の本文の如くにて。美和之大物主神御子と有なん。實に正しき傳なりける。さて事代主神の御子は。鎮坐次第に。八重事代主命云々。化ニ爲ス八尋鰐ニ。通ニ三島溝權耳小女玉櫛媛。生ス五十鈴依媛命高城高丘宮御宇天皇。後。即磯城津彦天皇母とある。即それなり。似たる御名乍ら。媛踏鞮五十鈴姫命の御方は。丹塗矢の事に驚き御坐しレ形勢を以て號奉れる御名。五十鈴依媛命の御方は。五十鈴と多くの小鈴を装ひ玉ふ。御容儀を以て。號奉れるにて。依は宜ヨシなり。右は手玉足玉の如く。手鈴足鈴を裝束ひたる事の證あれば。此五十鈴依媛命の御名も。必其に因らせ玉へる。御容儀の御名なれば。かへすレも。媛踏鞮五十鈴姫命と。一つ意に説奉るへきにあらぬ事知へし。なほ此事は。般靖紀に謂ふへし。○神日本磐余彦火々出見天皇。此御名の御事は。神皇承運章一書に。狹野尊亦號神日本磐余彦尊。所レ稱ニ狹野ト者。是年少時之號也。後撥ニ平天下ト。奄ニ有ス八洲ト。故復加レ號曰ニ神日本磐余彦尊トとある。其處に委しく注し奉るへし。○天皇と申す御名の義は。重胤云。天照大神を。天照皇大

神と申奉り。又天照坐皇大神とも。崇奉るに起りて。天神御子を。皇御孫尊と稱奉り。此より其皇御孫尊を指て。天皇と尊奉る御事と成れるなり。さて右の如く。皇御孫尊と。天皇とは。詳なると略なるとにて。其義異ならざりける物から。天皇と神祇との御間にては。皇御孫尊と申奉り。天皇と人臣と相對へて。常に申すは。其須賣良美許登の方なり。故垂仁天皇二十三年なる。大倭大神の御言に。皇御孫尊云々と見え。天武天皇元年の。事代主神生雷神の神託にも。しか有なと。紀は力めて。漢文に書れたる物なから。猶在の任に。如此く美たき事あり。式の祝詞も。古きは皆然り。今其一二抄出むには。風神祭詞に。志貴島爾。大八島國知。志。皇御孫命云々。大祓詞も。前後は百官男女に宣る詞なるか故に。天皇朝廷と申を。中は神に告る詞なるに依て。皇御孫命云々。又皇御孫之命乃朝廷と有り。出雲神壽詞。又中臣壽詞は。天皇の御前にて申す詞なるか故に。前後の文には。形の如く天皇と有て。中に神世の故事を述る所には。皇御孫命とあり。但今京より以降の詞は。其格に違ひて。神に申すにも。人に宣るにも。其差別なくして。何處も天皇と有は。其古例に違へるものなり。さて言義は。須賣は統。須賣良は統在にて。在は其形狀を云むとて。下に添て申せるなり。然して須賣を。統字に當るは。瑞珠盟約章に。御統此云美須磨履と有か如く。天下を統括り御在坐て。亂しめず握持たせ給ふ謂なり。雄略紀に領制。吾國天皇と云文ある。是天皇と申奉るは。天下を領制させ給ふ御尊にて。御在し坐す義を。注し奉るか如き語なり。天皇と書し奉れる事は。天子天孫の類にして。皇祖天神より。天津日嗣を受繼奉らせ給ひて。天下に君王として。御在坐す義を以て。作れる字にて。

彼に謂ゆる天皇氏。地皇氏。人皇氏などの中の。天皇を取らせ給へるならすして。其心用ぬ大に別なりける者なり。記傳に。天皇の字を當奉りしも。甚上代よりの事と見えたり。漢土にても。遙の後に唐高宗か時に。天皇と云號を。新に立たりし事ありしかとも。末通らざりしを。唯吾須賣良尊の。此御號そ。眞の理に叶ひて。天地の限り。堅にも横にも。往通り足はして。動く事無く。變る事なき。大御號には有ける。と有は然る言なるか。其中に。唐主か天皇號を立たりし事は。通證に。唐書高宗紀曰。帝稱天皇。后稱天后。或以爲天皇之稱據之也。然推古紀聘隋主書既曰東天皇。則疑高宗反倣于我。也。と云れたるは。實に古今の發明にして。人の意表に出たる説なる者なり。天子を用ゆる事。紀中に天位とも。天業とも。天基とも。天緒とも。書し奉られたる。皆右に云るか如く。天神の御事に。因らせ給へるなるへしと云れたり。○后は。記傳に伎佐伎と申すは。皇后に限らず。上代には妃夫人などの班迄を。申せる稱なり。其中にて。最上なる一柱を。太后と申せり。此後世の皇后なり。と云れたり。又其白檣原宮段に。此姬命の御事を。太后と書し奉れるを。其傳に。太后は字の如く。意富伎佐伎と訓へし。後世の皇后なり。大は大臣大連などの大と同じくして。有か中に。一人を尊みて云稱なり。と云り。右の説に依て。重胤云。此に姫蹈輔五十鈴姬命を。后と有は。唯に伎佐伎なれとも。其實は皇后にて御坐り。偕神武紀に。娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃。と有る。妃は御妻にて。宣化紀に正妃に對へて。庶妃と云是なり。故其庚申年の下に。天皇當立正妃。改廣求華胃とは。先に娶給へる吾平津媛は。庶妃なるか故に。改て正妃に立へき華胃を。求させ給

へる由なり。其正妃を。記に須佐之男大神の。大國主神に。其我之女須世理毘賣爲嫡妻と有を。次には其神之嫡后須勢理毘賣命と有り。記傳に。嫡妻は字鏡に。嫡牟加比女と見え。書紀に多く正妃と有り。牟加比は正しく。夫に對配ふ意なり。と云れたるか如くにて。是太后と夫人との如く。正妃と庶妃と相對へる證なり。偕其庚申年に。此姫命を納れて。爲正妃と有て。辛酉年に。天皇即帝位於樞原宮。是歲爲天皇元年。尊正妃爲皇后。と有を思ふに。即位以前には。正妃と申しよを。其天統を御し給ふに至りて。皇后とは尊み申せる由にて。是此紀の文法なり。偕右の記に。嫡妻を嫡后と有を。記傳に。神名帳出雲國出雲郡杵築大社。同社大神太后神社並坐す例を引て。意富伎佐伎と訓へし。と云れたるは。然る言にて。此の皇后を。其白檮原宮段には。太后と作れたるは。同じく意富伎佐伎と訓奉るべきなり。公式令 皇后。義解に。謂天子之嫡妻也。と有る是にて。右件正妃より。此皇后に至る迄の庶事。悉くに相叶へる者なり。と云れたる然る説なり。偕伎佐伎は。通證に君幸也。と注されたる然るへし。左伎は寵愛の義にて。君より幸れ奉るを。幸福と爲て。號られも事。實に甚やらまほしき。尊號になんありける。

初大己貴神之平國也。行到出雲國五十狹々之小汀。而且當飲食。是時海上忽有人聲。乃驚而求之。都無所見。頃時有一箇小男。以白

麤皮爲舟。以鶴鵝羽爲衣。隨潮水以浮到。

此段は。口訣に少彦名命之傳也。と云れたる如く。少彦名命の生坐し御事と。其高天原より天降坐て。出雲國に大己貴神の御許に。依坐しを云るなりければ。上文に。夫大己貴命與少名彦命戮力一心。經營天下云々より。遂適於常世郷矣。とある。其文の以前に在へき所なるを。上件凡て大己貴神の御事迹のみを列ねられて。此文を置へき方無きか故に。此へ廻したるを以て。此に初字を置れたるなり。記には次第の任に被載たり。重胤云。同じ少彦名神の御事實なる物から。記と互みに異同あり。又精粗も有を。此に一應其事を注さむとす。此に初大己貴神之平國也は。鎮座次第。注進狀にも有るか如く。大己貴神廣矛を杖として。八千矛神と聞えさせて。專荒振神等を。言向させ御座ける間の御事にて。即此一書なる御興言に。夫葦原中國。本自荒世。至及磬石草木。威能強暴。然吾已摧伏莫不和順云々と有も。專此御時を指て。宣給へるなれば。此少彦名神の。依坐しけるは。國平の終にして。國作の始なるへき事。申すも更なりかし。若て此の五十狹々之小汀の事は。記には大國主神坐出雲之御大之御前と書せれども。地神本紀。鎮座次第も同。此は五十狹々之小汀と有る方。正に然るへきを。御大之御前と云は。上文に。其後少彦名命行至熊野之御碕。遂適於常世郷と有て。熊野之御碕と。二穗崎とは。相對へる地なりければ。其少彦名神の。常世郷に渡らせ玉へる。御道次の所なりければ。其御事に就

て。物爲させ玉ひけむから。然る混れたる事も。出来けるには有へき。借又此に。少彦名神の依御坐けるに就て。大己貴神の御計らひの文。此に續て無くは。得有へからざるを。記には其文あり。此に續て遣使白於天神云々の文も。記とは互に精粗もある事なれども。相合せて。大に義を詳かに爲る所あり。鎮座次第には。此即少彦名命是也に次て。故稱曰手間天神也。と有て。少彦名神の傳。此に至て大に明らかなる者なり。と云れたり。○平國也。記に所謂大國主命。黃泉國より還坐て。庶兄弟の八十神を。悉く追避まし。また上に云る廣矛を以て。御杖と爲して。邪神姦鬼草木磐石まで。摧伏玉へる時を。ひろくさして云るなり。さて重胤云。少彦名神の。依來らせ給へる以前を。姑く平國の御時と號くへく。二柱神相並はして。治め玉へる以後を。造國の御時と申すへき事。此に大己貴神之平國也。と有る上に。初字を置れたるに。心を著くへし。と云れたるは委き説なり。○五十狭々之小汀は。口訣に在出雲郡と注し。下卷の本書なる五十田狹之小汀を。同書に五十田狹。前云五十狭々之小汀と有て。同處の狀なるに。記には其を伊那佐之小濱と有り。記傳云。神名帳に。出雲國出雲郡因佐神社有り。其所なり。風土記には。伊奈佐乃社と書り。風土記抄に。伊那佐之小濱は。杵築郷の内假宮村と云所なり。此邊の浦を。俗傳に伊那佐濱と云と云り。書紀には。五十田狹之小汀と有り。同所なり。那と陀とは常に通へり。名義。若は諾否の意にて。大國主神の諾否の答を。問給ひし所なるから。負る名にもや有む。小濱とは。凡て小川小田小野なども云ふ。小は萬葉に。難波の小江

なども詠て。必小さからねども。小初瀬小筑波などの類。皆稱辭の如し。其は本は細小きを云言なるが。稱辭とも成れるなり。借此時は。大國主神は。彼宇迦山の山本の宮に。住坐る間にや有けむ。宇迦と伊那佐と。同郡なりとあり。○且當飲食。美袁志は。景行紀神功紀天武紀等に。進食をミヲシスと訓り。右等は何れも御旅行の御時など。假初に供御を召上させらるるを云る狀なり。但記傳に注るが如く。袁須と云は。開食御事なるにて。古は供御のみならず。御酒などを奉るにも。袁須とは云り。○海上云々。記には此を自波穗と有り。借少彦名神の。御船を浮へて。寄來坐る海路の事は。既に云り。○有人聲。記に爾雖問其名不答。且雖問所從之諸神と有て。所從之諸神を云るを。此に合せ見るに。下に有一箇小男と有は。其主神の御事を指云るにて。此に有人聲と云るは。其小男に所屬の諸神の。多く從奉れるか。各相語りなど爲つらむから。然る人聲の遠くも聞えたりけむ。○都は。名義抄にフツニ又フツトと訓る。フツトは今俗にも云語なり。記傳云。今世の言に。物の殘無く清く斷れ離るる狀を。布都と云ひ。布都理など云り。狹衣に布都に見放つともあり。と云れたる是なり。故通證に。猶言絶也。と注されたり。○無所見は。丹鶴本に。ミユルモノナシとある訓よろし。口訣に有聲而不見海上也。と云ひ。通證に以體之微少也。とあり。○頃時。シマラクアリテと訓へし。紀中多くは斯婆良久と訓れど。萬葉にはみな斯麻志。又斯麻良久。と云る例なり。此事は記傳に云れたり。○一箇小男は。其主神の形容を云るなるか。上に有人聲の語有を以て。其御從者の出立も。

少彦名神と同じ趣にて。依來給ひけむを。曉るへき事なり。借此小男を。鳥具奈と訓り。景行紀に。童男此云鳥具奈。とある是なり。記にも小碓命。亦名倭男具那命。とあるを。其御名乗にも。倭男具那王者也。と所見たり。記傳云。具那は髪に因れる稱にて。宇那草の宇那と通ひて聞ゆ。和名抄に。髻髮和名字奈爲。俗用垂髮二字。謂童子垂髮也。と見え。字鏡に。髻髮至肩垂貌。宇奈井。と見ゆ。此外にも髪を以て呼ぶ稱多し。總角髻など。又童も髪をわらわかし居る故の稱なり。今の俗言にも。前髪など云類なり。と云れたるに據て考るに。乎具那は。髻髮の義にはあらざるか。古男女とも。幼き程は總角とて。髪を繋けて頸に置くを云て。即てそれを童男童女の稱とせしにやあらん。女子にも云る事は。雄略紀に。童女君をヲナキミと訓る。これ髻頸君なるへし。されとうちまかせては。童男の稱となりしなるへし。○白薇皮爲舟は。記に乗天之羅摩船とあり。谷重遠説に。香我美草名。舊古皆作羅摩。此作白薇。假通訓。羅摩殼割之如舟也。と云り。本草和名に。羅摩子一名芎藭。云々和名加々美。和名抄同し。醫心方には。加々毛と出たり。又和名抄に。本草云。白薇和名夜末賀々美。徐長卿比女加々美。白前能加々美などもあり。平田翁云。羅摩は。俗に乳草。蜻蛉乳。加賀良比。賀々芋。燒所花。恭賀長。など所々にて名替れり。乳草と云は。蔓を引ければ。乳の如き汁の出しはなり。賀々芋と云は。其根の芋に似たればなり。燒所花と云は。其花の形切もくさに似たればなり。加賀良比。又恭賀長といふ由は知らず。物類稱呼に。羅摩は葉の形細長く。厚く兩對ひて。表に薄白く筋あり。好事の人は。茶又其根を炙りて食ふ。甚甘し。鹽室にも。日に干て焚けば。惡臭を消す。實は細長く。三四寸はかり有て糸瓜に似たり。名けて雀瓢と云。秋の末熟

して枯て二にわれ。中より綿の如き物出る。是を俗に和の波牟夜と云。其殼を割たるは。舟にいとよく似たる物なり。白薇徐長卿ともに蔓を引ければ。白汁の出る故に。共に加々美の名を負へるならん。實葉も大小異なれど。似たり。情羅摩は。乳なき婦人に用ゐて。よく乳を出すものなり。北山壽庵か醫方考類行と云書見るへし。と云り。○鷓鴣羽。重胤云。記傳に。和名抄に。鷓鴣和名佐々岐。文選鷓鴣小鳥也。生於蒿菜之間。長於藩籬之下。字鏡に。鷓加也久支。又左々支。と有る其鷓は。和名抄に。鷓和名加夜久木。唐韻云。鷓雀鷓小鳥也。と有を思ふに。加夜久木は。草漏にして。小くして。草を潜る由の稱と聞ゆ。和玉篇に。鷓を加夜久具利。又美曾佐邪伊。又須々米。又加夜牟具理。と有る草潜。又溝鷓。又雀。又草穿の義なるへし。斯れば娑々岐は。篠漏の謂にても有むか。又紀に雀字を佐邪岐と訓る。其は同抄に。雀和名須々米と有る。即篤聚の義なるにて。共に同類にして。異種なる稱呼なり。本草に。鷓鴣狀似黃雀而小。灰色有斑。聲如吹噓。啄如利錐。取茅草毛蟲爲窠。と有を見れば。和名抄に。巧婦和名太久美止里。兼名苑注云。巧婦好割草皮。食中蟲。故亦名盧虎。と有る此物の狀に甚能似たり。此をも世に佐邪岐と云り。然れば。和名抄に謂ゆる。巧婦鳥。鷓鴣の三共に同じ佐邪岐なる者なり。又文選に。鷓。又事文類聚に。鷓鴣又工雀と有など。古より佐邪岐と訓み。又鷓鴣又巧婦鳥を。美曾佐邪岐と訓ること常なりと云り。さて此を記には鷓とあり。鷓は決めて鷓を誤れるなり。と平田翁云り。谷森種松か校本を見しに。鷓を鷓に作れり。さて松按鷓與鷓鴣羽を全剣に爲給ひしものなるへし。羽も皮に同じ。○浮到。記に自波穗云々。有歸來神とあり。波穗とは。波の白く高く立さまを云古語なり。其立さかる波のまに。浮來坐るなり。

大己貴神即取置カテオナウラニ掌中モテアンゼヒシロカハ而翫之ヲトリテカフ。則跳齧其頰シメテソノカマチアツマシ乃怪其物色シテソノカマチアツマシ遣使マツス白於天神ナカニ于時高皇產靈尊聞之而曰カウケル吾所產兒チハシラフマライ凡有一千五百座ホヘシラ其
 中一兒最惡イトツラクシテ不順教養スシカハ自指間漏墮者必彼矣オシヘコトニ宜愛而養之オシヘテ此即
 少彥名命是也ナカニ顯此云于都斯ナカニ踏躡カキオチシメ此云多々羅スレナラム幸魂クシメ此云佐枳彌
 多摩奇魂ナカニ此云俱斯美施磨ナカニ鶴鷓ナカニ此云娑娑岐ナカニ

取置。皇極紀に。候皮鞋隨躡脫落。取置掌中。とあり。○翫之。谷重遠説に。置掌中而翫之。以三其小男。輕慢之也。と云れども。敢て輕慢らせ給ふには有へからず。いと希有かに小き御體なりければ。愛しみて見給ひし也。と平田翁は云り。さらば翫も翫弄の意にはあらず。愛しみ給ふ餘に。掌中に取置て。暫時見給ひしか。自ら翫ひ物の如くに。なりしなるへし。名義抄に。翫モテアツブ。又メツラシ。など訓たり。○跳は。物に堪忍ふへからざる事ある時には。必距躍り物爲る是なり。是其掌中に取置給ひしを。翫物と成し給ひしとおほして。怒坐る御所爲なり。○嚙其頰。字鏡に。頰豆良。和名抄に。頰和名豆良。一云保々。面傍目下也。玉篇云。頰。和名豆良保禰。頰骨也。或云輔車。と

あり。暫は俗に暫付なり。○怪其物色と。遣使白天神。との間に。其少彥名神を。顯はし申せりし。久延毘古の傳を。此には漏されたり。記云。爾雖問其名不答。且雖問所從諸神皆白不知。爾多邇具久白言。此者久延毘古必知之。即召久延毘古問時答曰。此者神產巢日神之御子。少名毘古那神。所謂久延毘古者。於今者山田之會富騰者也。此神者足雖不行。盡知天下之事。神也。とある是なり。其文を合せ見て。大に此の事實を。明らかにならば。此に載つ。○遣使。即其依御座ける神の狀の。甚怪しきに就て。御名を問聞えさせ玉ひけるに。其神を始奉りて。所從の諸神さへに。答申されさりけるを。久延毘古神の。此者神產巢日神之子。少名毘古那神と。御名を顯はし申せりし由。記に見えたる如くなれば。其大己貴神の御方の神を以て。御使と爲て。天上に奉出し給へる是なり。但記の趣は然らず。御使と共に其事由を申して。少彥名神をも。奉らせ給へる由なり。○白於天神。記には白上於神產巢日御祖命と有て。一神の御上を指奉れるを。此は汎く諸の皇祖天神に係て。書されたる者にして。いつれにても同じ。○高皇產靈尊云々。記には神產巢日御祖命とあり。上田百樹
紀一本。神皇產靈尊
 と有と云るは疑はし。是又何れにても。同じき御中にて。事の違へるには非るなり。天孫降臨章など。各其二柱
 御事にも。高皇產靈尊の御名を擧られて。神皇產靈尊の御名を略かれ。又記にたゞ神產巢日神の御
 名のみを出して。高御產巢日神の御名を。並載られざる所あれども。相預らせ玉ふへき事更なり。○吾所產兒。此二柱神の御兒を。産成し給へる狀はしも。諸神とは。甚く異なる御事にこそは。御座へかるらし。然るは記傳に。世中に在と有る事は。此天地を始て。萬の物も事業も。悉に皆此二柱の產巢日大御神の。産靈に資て。

成出る者なり。と云れたるは。實に然る説にて。凡此世中に坐とます神等は更なり。在とある人種の皆はしも。男女相嫁きて。自相成す所なりと雖。其結成し給ふは。全く其産靈に依れる御事なり。人も我も。正身は何某の子なりと雖。其作成す者は。産靈神に御座か故に。神代の神等を。伊弉諾尊伊弉册尊。二柱神の御子神なるをも。姓氏録の例多くは。二柱の産靈神に係たるは。其成す神と。令成る神との御上にて。混らはしきか如く。二方に傳はれるは。誰神の御子なりとも。産靈神の御子と申して。事の違はざるを以なり。然るに此に吾所産兒。凡有一千五百座と有は。天上に在ゆる神の限を。吾所産兒と詔給へるにはあるへからず。正しく二柱神の御上に係りて。生れ給ふも有へく。又事の狀に依て。或は高皇産靈尊に。又は神皇産靈尊に係りて。生給ふも將多かりぬへき事なり。然して此少産名神も。其神の一神にて御座にそ。有へかるらし。かく見されは。此神を高皇産靈尊の長子也。な千五百座は。必しも限れる數名には非ずして。其大數を云るなり。○最悪は。舊訓に依へし。此都良志は。萬葉五に。世間能。宇計久都良計久。とある厭く惡くにて。御祖神の教養に順ひ玉はぬを。其御心にいと惡く思ほしめすよしなり。古今集に都良伎人よりとある。都良伎も。我爲に惡き事を云にて。其意同じ。延佳本には。此惡字を。都良阿斯久志氏と訓み。記傳に引れたるには。佐賀那久氏と有れども。古訓に従ふへし。平田翁の。阿斯久氏と訓るなどは。猶更なる事なり。此は善惡の惡には非ず。御祖神の御心の上に厭く思ほしめす事を。詔給へ。○不順教養は。重胤云。天神の御心は。別に教へ趣けさせ給ふ御旨有に。従奉らせ給はずして。國土に天降らせ給ふ御事を。詔給へるなり。と云り。○自指間は。記には自我手候とあり。記傳云。

多那麻多と訓へし。那は之に同じ。手心手裏手末。など云例なりとあり。和名抄に。指和名由比。俗云於與比。手指也。劫和名於與比乃萬太。指間也。と有る是なり。本にタマハタと訓るは誤字なり。丹波本には。タ萬與利。と訓たり。手間天神の傳。考合すへし。○漏墮者。永正本明應本鎌倉本に。クキオチニシハ。と訓るに従ふへし。記に久岐斯子也とあり。記に迦具土神段に。集御刀之手上血。自手候漏出所成神。云々。大穴牟遲神段に。自木候漏逃而去ともあり。記傳云。萬葉十に伯勞鳥之草具吉。十七に保等々藝須。木際多知久吉。又波流乃野能。之氣美登妣久々。鶯などあり。久具流と云は。此久々を延たる言なれは。久伎は久具理と云事なり。とあり。○必彼矣は。此紀の趣は。其少産名神を。此に留奉りて。唯御使して事の狀を奏聞えさせ玉へる。其御答なるに依て。如此詔給へるなるか。記の意は。此とは異なり。此者實我子也。於三子之中。自我手候久岐斯子也。と有る。此字は正しく。其神を眼前に見行はし御座て。詔給ひ出させ給へる御言なるは更なり。自我手候久岐斯子也と有る。我も右と同じく。殊に親しく御目に觸させ御座て。詔給へるなり。○宜愛而養之。米具美は。平田翁云。萬葉五に。父母乎美禮婆多布斗斯。妻子美禮婆。米具斯宇都久志。十一に人毛無古。鄉爾有人乎。悠久也君之戀爾令死。などある。米具斯悠久におなし言の活きにて。米具美と云も同語なり。今も出羽の秋田にては。見またた小き物にいひ。また稚子をメゴなど呼めり。其はメグキ子と云意と聞えたり。悠くや君が戀に死せん歌を。略解にさして。めくもは。集中に米具斯とあるに同じ。今俗にムゴシと云ふ言なるを。此は吾上に取て云りと。解したるは。然る説にて。俗にムゴシ。ムゴキ事。ムゴキ目など云語も。是より出。と云り。言本は。重胤云。米具牟は。目に物を見て。悲哀しく思ふ謂にて。萬葉九に。今

日耳者目申毛勿見。事毛咎莫。十七に。妹毛吾毛許々呂波於夜自云々。相見者。登許波都波奈爾。情具之眼具之毛奈之爾。とある情具之眼具之は。心苦目苦にて。心に悲哀しく思ふと。目に悲哀しく見るとにて。共に物を愛ほしむ義なりければ。米具卒も即其同義なる事を知へきなり。と云れたるか如し。養は日足なり。さて重胤云。記傳に此宜愛而養之と有る詔に依れば。是時は未幼稚く坐けるにや有む。と云れたるは然る言にて。高天原にて。生出させ御在し坐て。程も無く。始て此國に天降座けるにて。いかにも幼稚き御有状になむ。伺はれ奉る御事なりける。偕此宜愛而養之の御事を。記に與ニ汝葦原色許男命。爲ニ兄弟ニ而作ニ堅其國。と所見たり。偕葦原色許男命と申奉るは。大己貴神の造國以前の御名にして。已に其御父大神の御許に。御座ける時にも。其大神出見而告。此者謂ニ之葦原色許男云々と有も。右と同じ事にて。即平國の御時の御名なりければ。此に初大己貴神之平國也。云々と有にも。甚能合へり。偕爲ニ兄弟ニは。右の宜愛而養之。と有に考合するに。少彦名神は。未幼稚く御座ければ。大己貴神の御弟と爲て。日足し聞えさせ給ひ。其長ならせ御座せて。此に謂ゆる。夫大己貴命與ニ少彦名命。戮力一心。經ニ營天下。云々の御功を。共々に立させ坐へく。仰詔し給へるなりけり。と云れたり。○踏鞠此云多々羅の訓注。奇魂云々の注の下に入へきなり。順序を誤りしものなるへし。但し鶴鶴此云婆々岐の七字。三島本にはなし。

日本書紀卷第一終

活字本終字なし

昭和五年一月十日印刷
昭和五年一月十五日發行

(日本書紀通釋 全六册 非賣品)



不許複製

著者 飯田武郷

相續者 飯田季治

發行者 川俣馨一

印刷者 君島潔

東京市小石川區竹早町三十二番地

東京市小石川區久堅町百〇八番地

東京市小石川區竹早町三十二番地

發行所

內外書籍株式會社

振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 三二六九番

共同印刷株式會社印刷

終